

串本町

第10次高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



令和6（2024）年3月

串本町

はじめに

介護保険制度は、創設から間もなく四半世紀になろうとしています。制度創設の背景にあった要介護高齢者の増加や介護期間の長期化などの介護ニーズの増大、核家族化の進行や介護する家族の高齢化などの要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化は、今なお大きな社会の課題となっています。今回の「第9期介護保険事業計画」期間中には、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えることとなり、厚生労働省は、これ以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することを見込んでいます。



本町の人口構造を見ると、既に高齢者人口（65歳以上）は減少の局面に入っているものの、それ以上に年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、令和5年9月末現在の高齢化率は47.4%と上昇の一途をたどっています。また、75歳以上の後期高齢者の人口は、先に述べた要因により令和7年まで増加することが見込まれています。これらのことは、一方で介護需要を高め、もう一方で介護の担い手不足という問題を引き起こしています。そうした中、いかに介護保険制度を維持するか、持続可能な形を模索していく必要があります。

本町では、これまで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。本計画においてもこれを引き継ぎ、「地域包括ケアシステム」をより一層深化させるとともに、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせながら「地域共生社会」の実現に取り組んでまいります。

町民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、介護保険事業の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたってご指導・ご協力いただきました介護保険事業計画等策定委員の皆様をはじめ、関係機関・団体等の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

串本町長 田嶋 勝正

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 国の基本指針	3
第2章 高齢者人口等の状況	4
1. 人口や高齢化率の推移と推計	4
2. 世帯の状況	5
3. 要介護認定者数の推計	6
第3章 アンケート調査結果の概要	7
1. 調査の種類と配布・回収数等	7
2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果	7
3. 在宅介護実態調査の結果	13
第4章 第8期計画の推進状況	16
1. 介護保険サービスの利用状況	16
2. 高齢者福祉施策の推進状況	18
3. 高齢者福祉施策の数値目標の達成状況	20
第5章 計画の基本的方向	22
1. 本町の高齢者保健福祉をめぐる課題	22
2. 基本理念	23
3. 基本目標と施策の体系	24
4. 成果目標	26
第6章 施策の展開	27
基本目標1 生き生きと暮らせる環境づくりの推進	27
(1) 健康づくりの推進	27
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	28
(3) 生きがいくりと社会参加の支援	29
基本目標2 安心した地域生活の支援	31
(1) 在宅生活の支援の充実	31
(2) 家族介護者への支援	33
(3) 地域包括ケア体制の強化	34
(4) 認知症施策の推進	36

(5) 権利擁護の推進	38
(6) 生活安全対策の推進	39
基本目標3 介護保険事業の適正化と円滑な運営.....	40
(1) 介護保険サービスの充実と質の向上	40
(2) 介護保険事業の適正な運営	42
第7章 介護保険サービス量の見込み	45
1. サービス見込み量の推計	45
2. サービス給付費の推計	48
3. その他の費用の見込み	50
第8章 介護保険料の算定	51
1. 第1号被保険者(65歳以上の人)が負担すべき経費	51
2. 所得段階の設定	52
3. 第1号被保険者の介護保険料	53
第9章 計画の推進に向けて	54
1. 庁内関係課の連携強化	54
2. 関係機関との連携	54
3. 地域住民との協働・連携体制の構築	54
4. PDCAサイクルによる進捗評価と改善	54
資料編.....	55
1. 委員名簿.....	55
2. 委員会設置要綱.....	56
3. 公民館活動及びサークル活動一覧	57
4. 町内指定事業所一覧	60

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と目的

高齢化社会に対応するまちづくりを進めるため、平成7年度から高齢者福祉計画を、平成12年度から介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直し、計画的に福祉行政を進めることとなり、高齢者福祉計画は10回目、介護保険事業計画は9回目の更新を迎えます。

この間、平成17年の旧串本町と旧古座町の合併や、平成18年度からの「地域包括ケア」の推進、平成27年度からの「医療介護総合確保推進法」による制度改正などを経て、現在は、団塊の世代（1947～1949年生まれ）が後期高齢者（75歳以上の高齢者）となる令和7年を迎えるにあたっての、制度の持続性確保が大きなテーマとなっています。

本町の高齢者介護・保健福祉は、町が運営する地域包括支援センターを拠点に総合的な相談を行い、ニーズに基づき、訪問や通所、入所のサービスにつなげるしくみが整っています。

一方で、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者が参加する様々な活動が中止・休止を余儀なくされるとともに、サービス事業所での利用者・職員の感染など、新たな課題が生じており、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を行いつつ、高齢者に関わる事業・取り組みの再開・再構築を図っていく必要があります。

新たな計画となる「串本町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）（以下、「本計画」という）は、こうした背景を受け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、本町の高齢者介護・保健福祉の施策の方向性やサービス量の見込みなどを定め、計画的に推進していくために策定します。

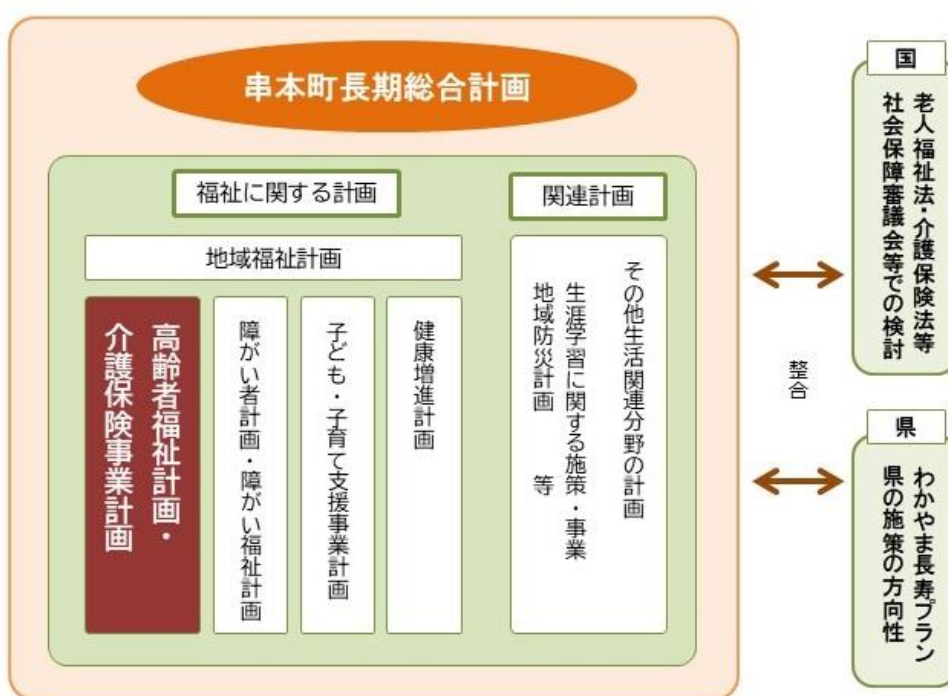


2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき、介護保険事業の円滑な実施に関して定める計画です。本計画では、両計画を一体的に策定します。

本計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間と定めます。ただし、介護保険サービス量については、さらに 15 年後の姿として、令和 22（2040）年度の見込みを展望します。

計画期間

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
第 8 期計画					
		見直し	第 9 期計画		

3. 国の基本指針

3年ごとの市町村の介護保険事業計画策定に当たっては、国が次期策定に向けての基本指針を示すことが介護保険法第116条により定められています。第9期介護保険事業計画についての国の基本指針は、以下の通りです。

国の基本指針の概要

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論する
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進する
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

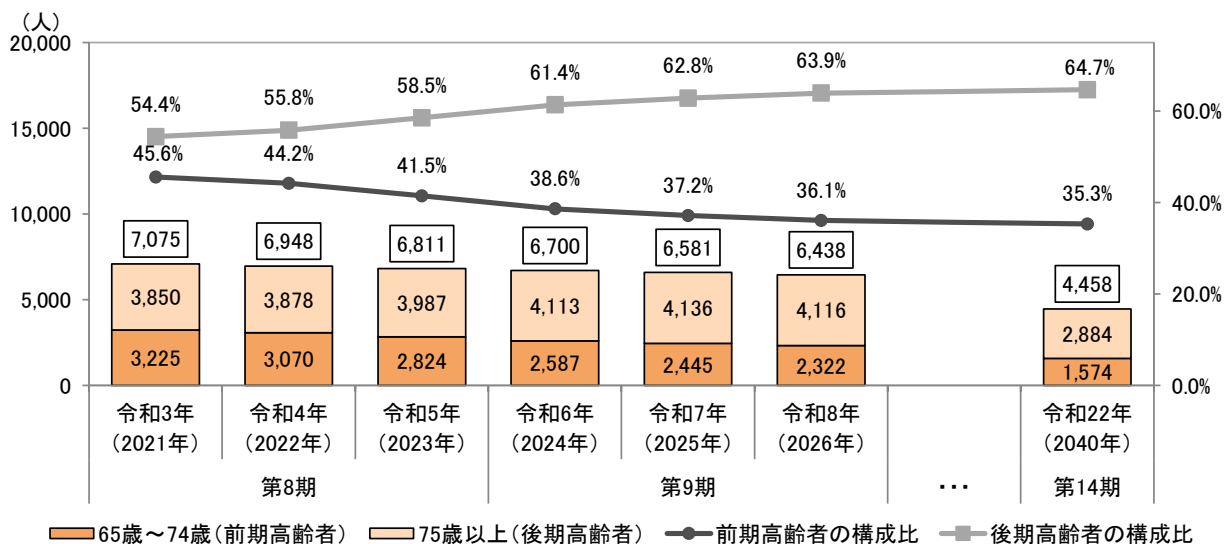
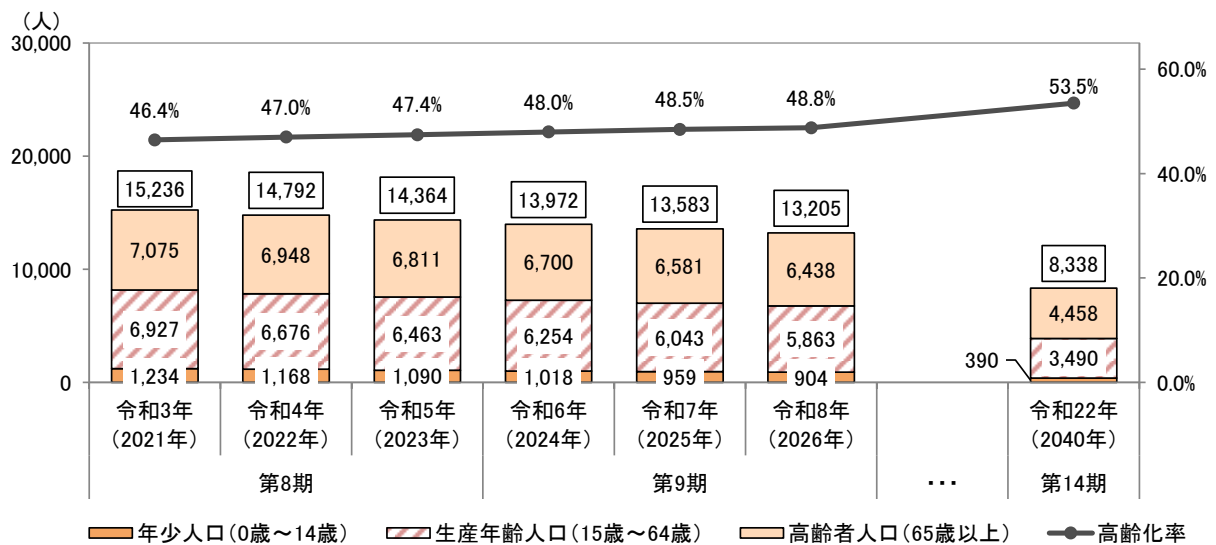
第2章 高齢者人口等の状況

1. 人口や高齢化率の推移と推計

本町の人口は減少で推移しており、第9期計画の最終年である令和8（2026）年には13,205人になると推計されます。高齢者人口（65歳以上）も減少で推移し、令和8（2026）年には6,438人になりますが、高齢化率は48.8%に上昇すると推計されます。

75歳以上の後期高齢者数は令和7（2025）年度まで増加を続け、その後、減少に転じると推計されます。また、75歳以上の後期高齢者の65歳以上に占める構成比は近年急速に大きくなっており、令和8（2026）年には63.9%になると推計されます。

人口の推移と推計



資料：令和3～5年度：住民基本台帳（各年9月30日時点） 令和6～22年度：コーホート変化率法による人口推計

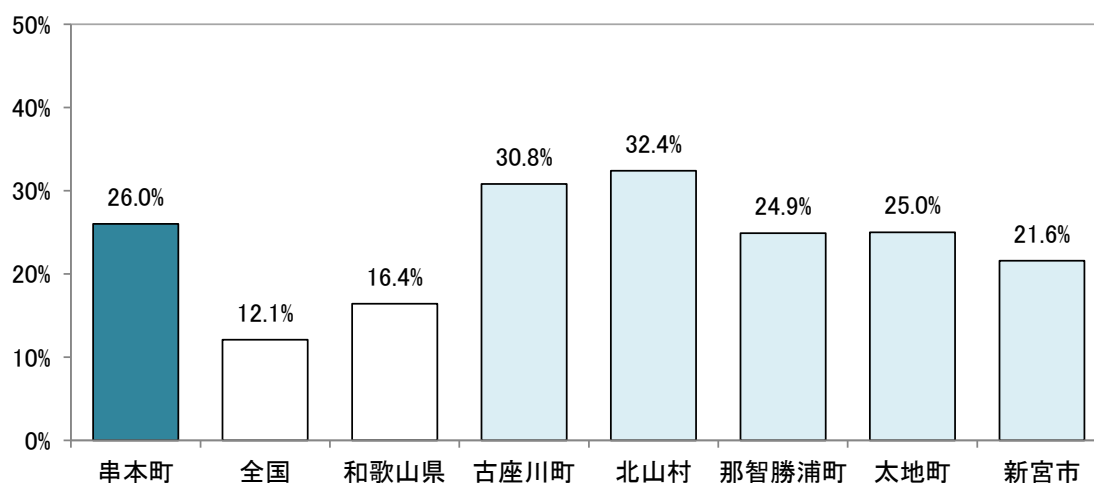
2. 世帯の状況

令和2年国勢調査によると、本町の「高齢独居世帯の割合」は26.0%、「高齢夫婦世帯の割合」は17.1%で、あわせて4割以上が高齢者のみで生活している状況です。

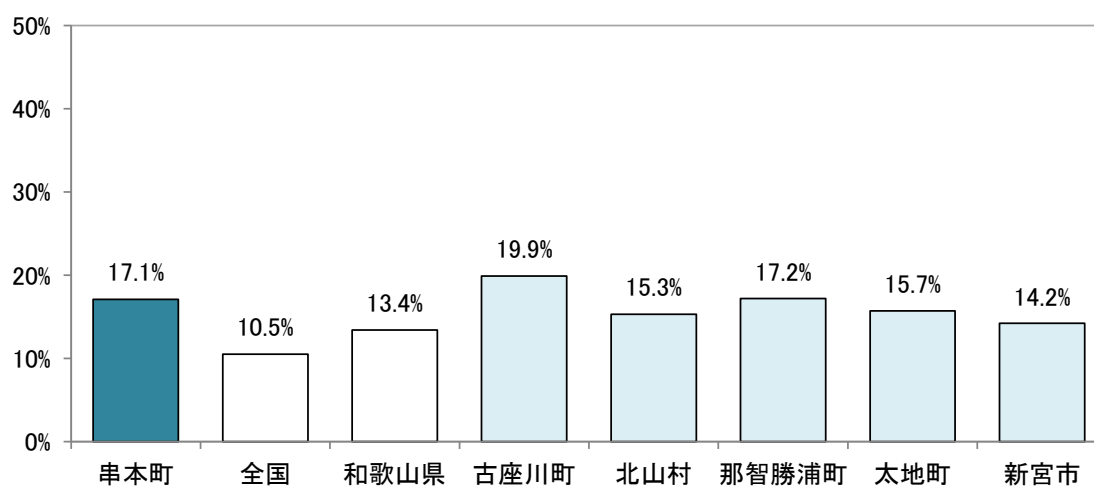
これらの割合は、全国平均や県平均を大きく上回っており、地域でこうした世帯を支えていく必要性が高いと言えます。

高齢者世帯の状況

[高齢独居世帯の割合の比較]



[高齢夫婦世帯の割合の比較]



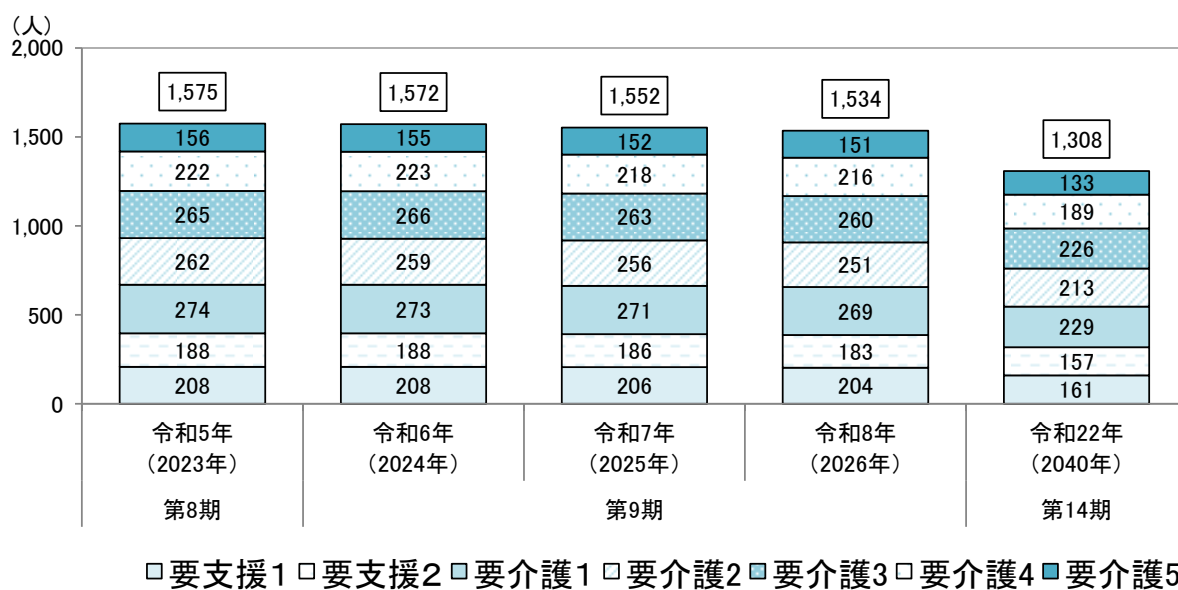
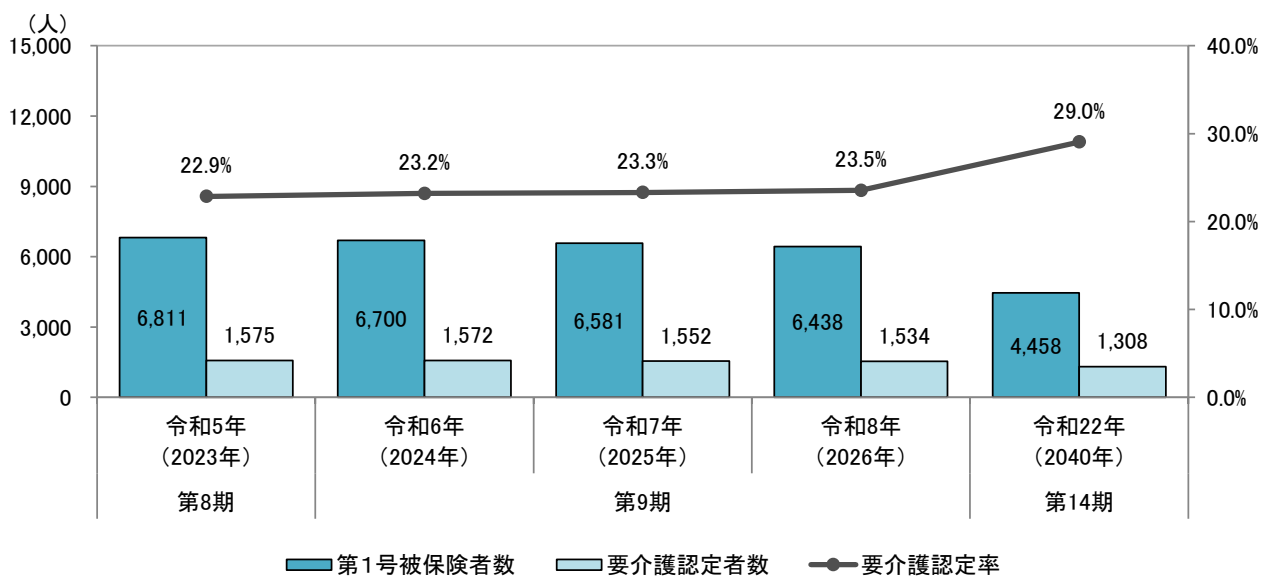
資料：令和2年国勢調査

3. 要介護認定者数の推計

令和5(2023)年の要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)による認定者数は1,575人、要介護認定率は22.9%となっています。

今後、要介護認定者数は減少傾向で、要介護認定率は上昇傾向で推移するものと予測されます。

要介護認定者数の推計



資料：見える化システムによる自然体推計（各年度の中央値（9月時点値）。）

第3章 アンケート調査結果の概要

1. 調査の種類と配布・回収数等

計画策定の基礎資料とするために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」という2種類のアンケート調査を郵送及び訪問調査により実施しました。

調査の種類と配布・回収数等

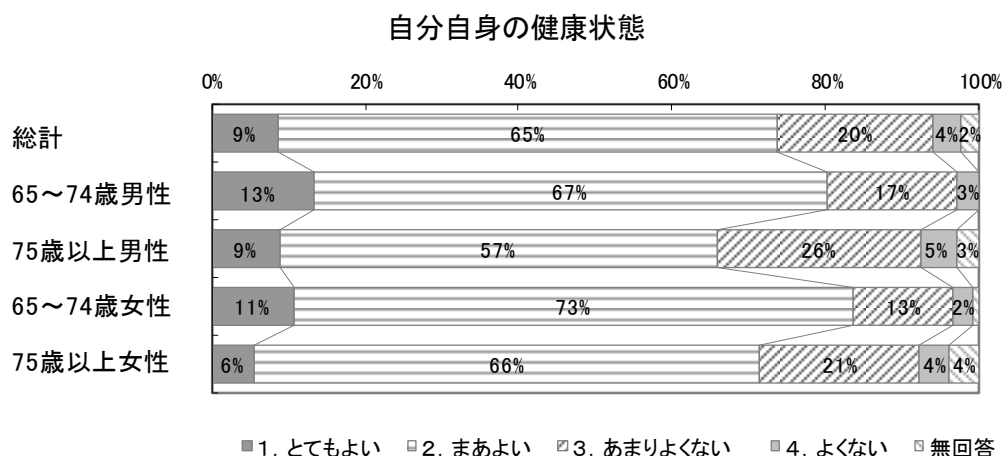
種類	対象	調査方法・時期	配布数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方や、要支援1・2の認定を受けている方	令和4年11～12月に郵送により配布・回収	1,000	633	63.3%
②在宅介護実態調査	在宅で生活しながら要介護認定を受けている方	令和4年11～令和5年2月に訪問調査により実施（要介護認定データとも照合）	184	184	100%

2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、主観的健康感や主観的幸福感、地域活動などへの参加状況を把握するとともに、介護予防ケアマネジメントで用いる「基本チェックリスト」のスクリーニング手法に基づき、「生活機能低下」の該当者の状況を把握しました。

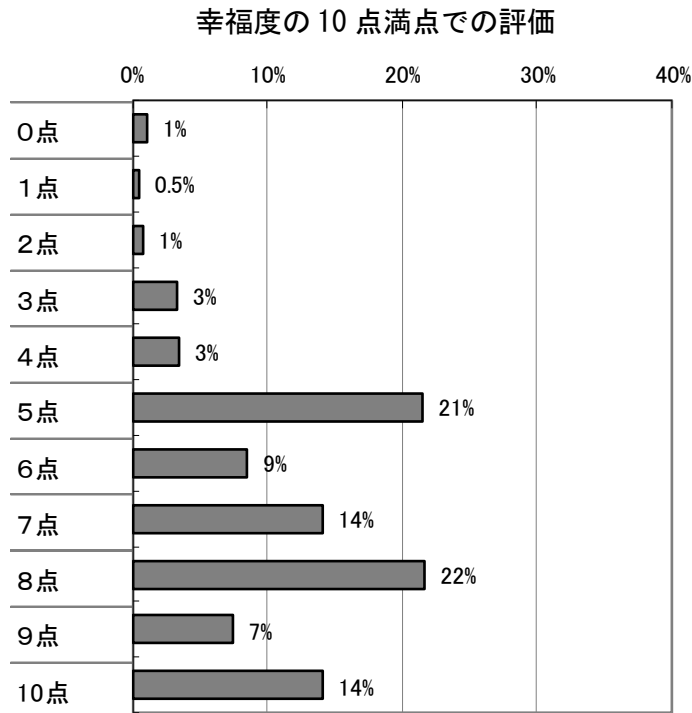
(1) 主観的健康感

自分自身の健康状態は「とてもよい」と「まあよい」で7割強を占めます。



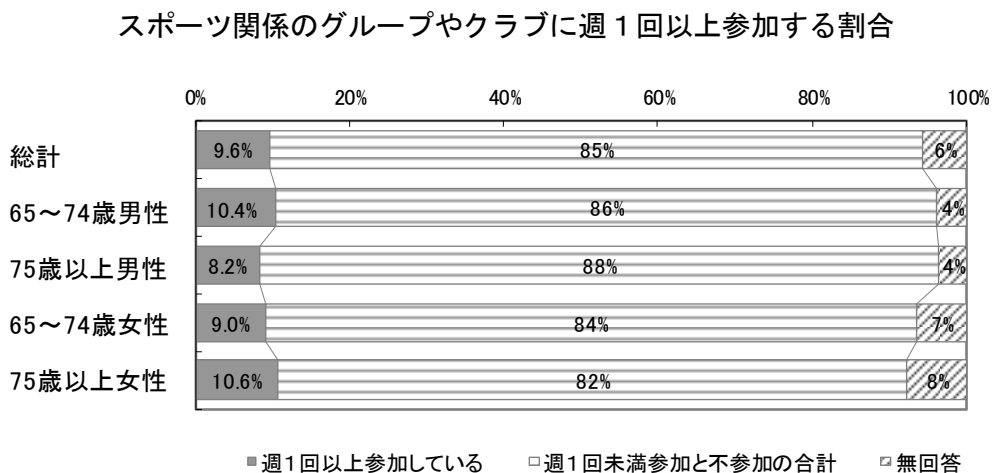
(2) 主観的幸福感

幸福度の10点満点での評価は、5点から10点までの点数をつける人が多く、平均は6.9点でした。



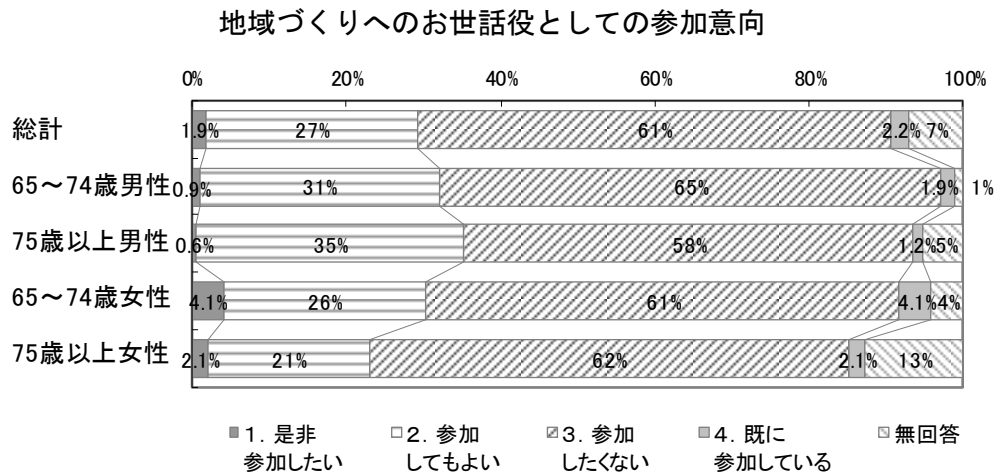
(3) スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加する割合

スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加する割合は、1割程度となっています。



(4) 地域づくりへのお世話役としての参加意向

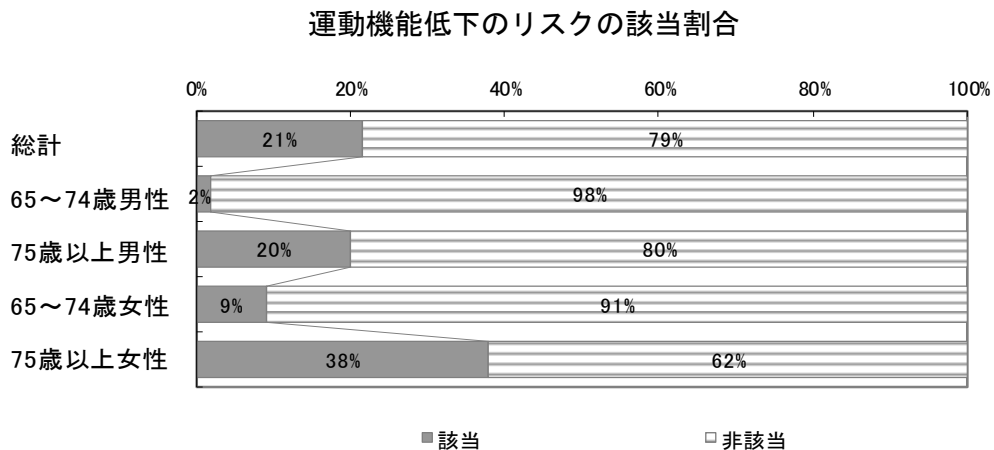
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある（「是非参加したい+既に参加している」）割合は4.1%です。女性の方が割合は高く、65～74歳の女性では8.2%となっています。



(5) 生活機能低下のリスク

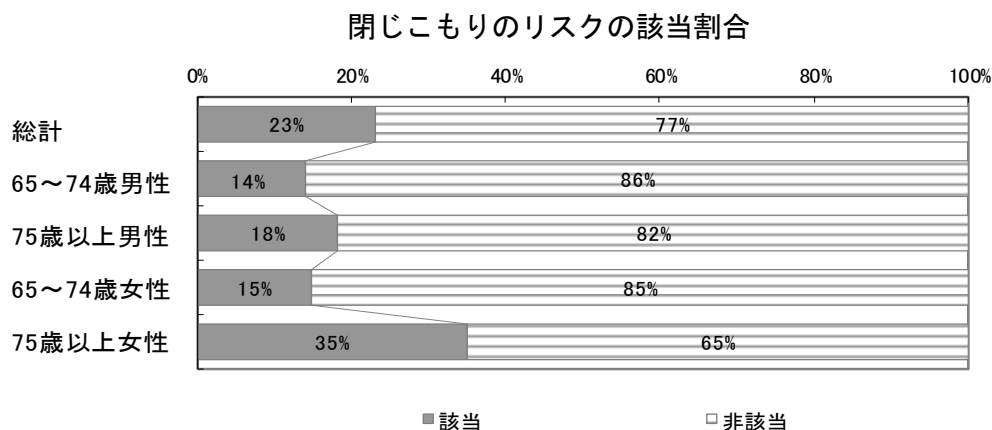
(5-1) 運動機能低下のリスク

運動器機能低下のリスクがある方は、回答者全体の21%で、「75歳以上女性」では38%にのぼります。



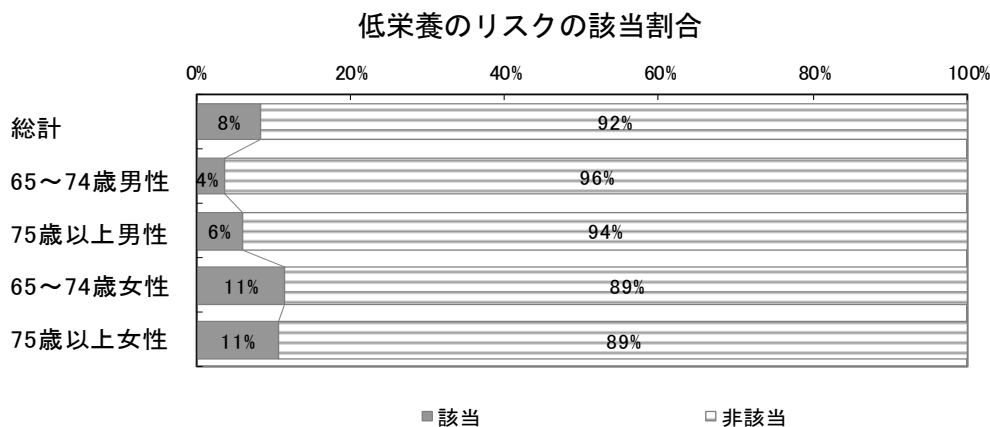
(5-2) 閉じこもりのリスク

閉じこもりのリスクがある方は、回答者全体の23%で、75歳以上女性では35%にのぼります。



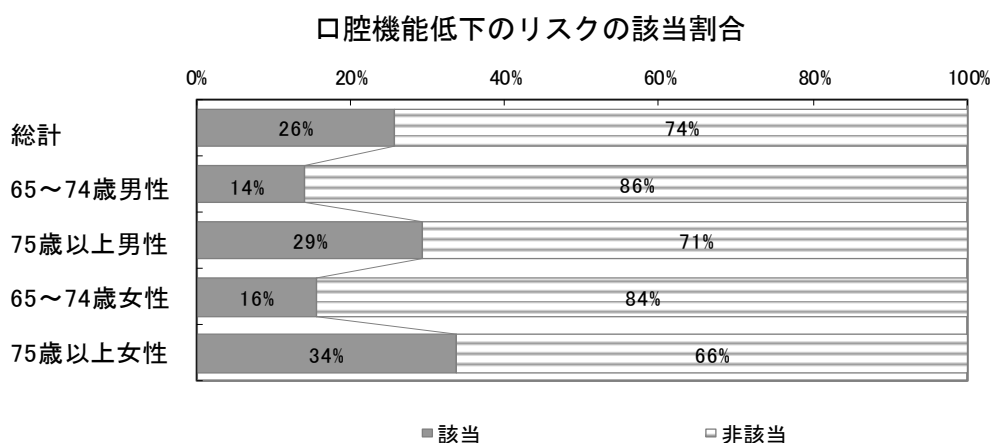
(5-3) 低栄養のリスク

低栄養のリスクがある方（BMIが18.5未満の方）は、回答者全体の8%です。なお、地域包括支援センターが実施した体力測定の結果では、リスク者の割合は14%となっています。



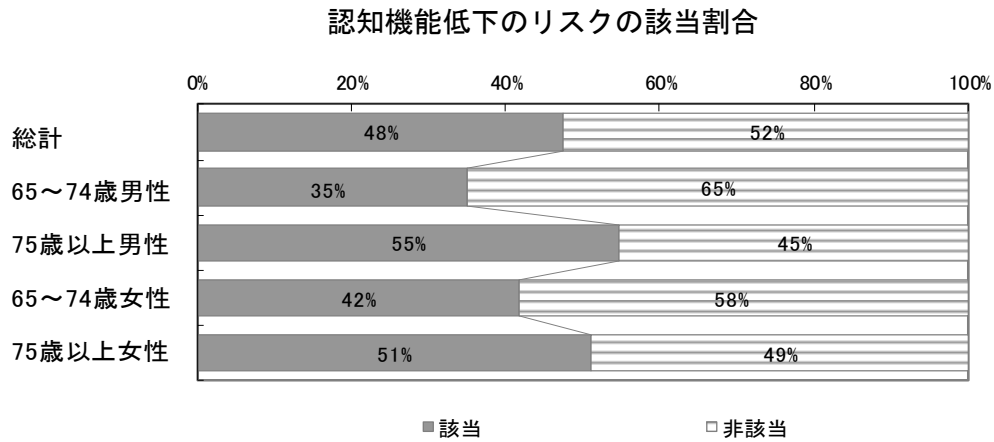
(5-4) 口腔機能低下のリスク

口腔機能低下のリスクがある方は、回答者全体の26%です。なお、地域包括支援センターが実施した体力測定の結果では、リスク者の割合は31%となっています。



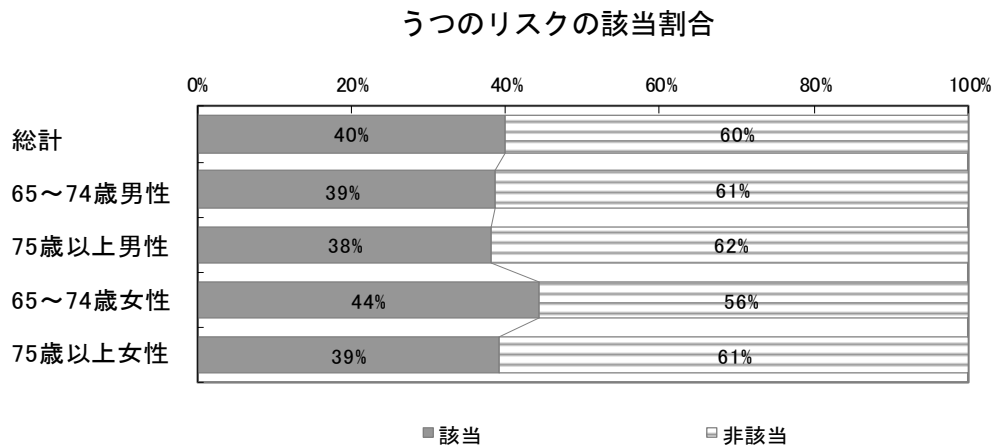
(5-5) 認知機能低下のリスク

認知機能低下のリスクがある方は、回答者全体の48%です。



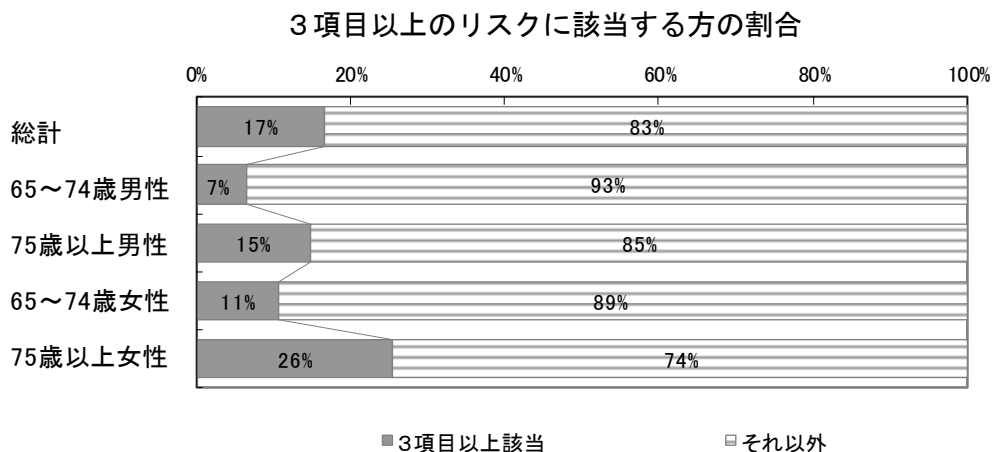
(5-6) うつのリスク

うつのリスクがある方は、回答者全体の40%です。



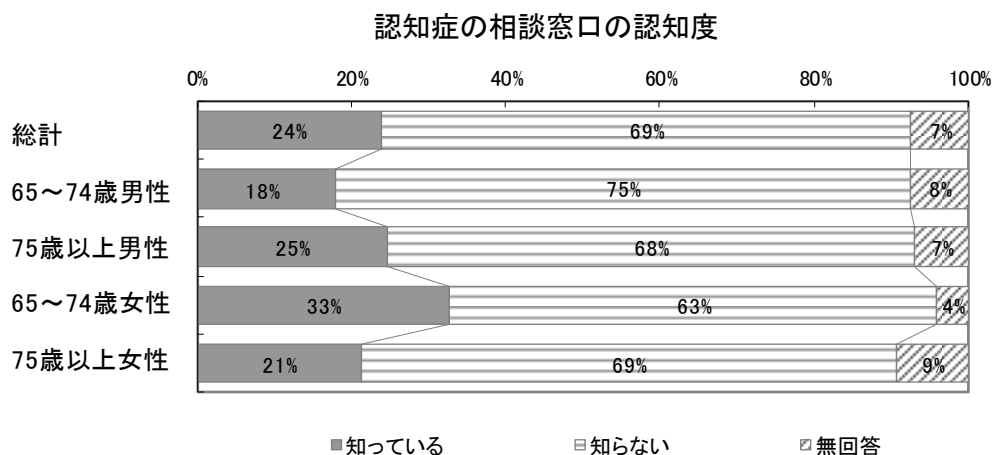
(5-7) 3項目以上の該当割合

「生活機能低下の6つのリスクのうち3項目以上に該当する方」は17%でした。要介護状態に進行するリスクの高い、いわゆる「フレイル」(虚弱)の該当者と考えられます。



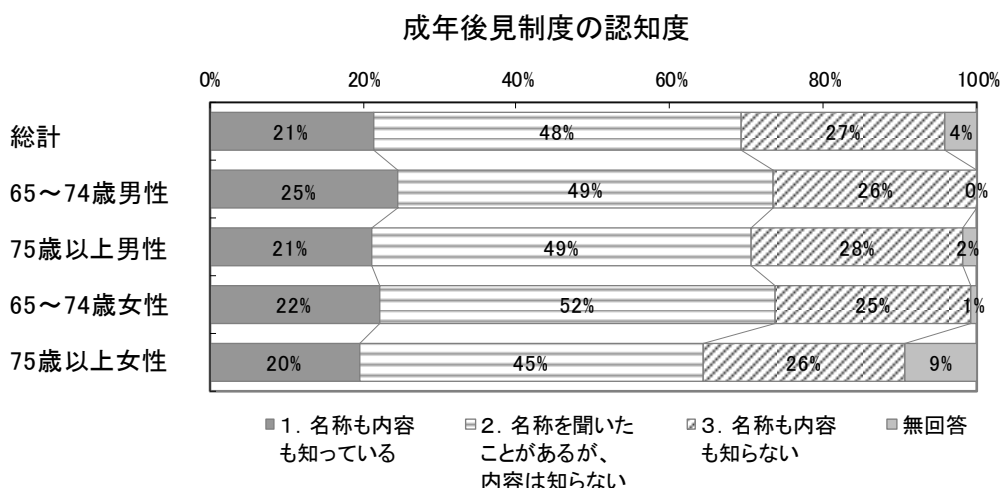
(6) 認知症の相談窓口の認知度

「認知症に関する相談窓口を知っている」割合は24%です。



(7) 成年後見制度の認知度

成年後見制度を「名称も内容も知っている」割合は21%です。



3. 在宅介護実態調査の結果

(1) 要介護者の年齢・要介護度

要介護者の年齢・要介護度は下の表の通りです。要介護者約1,600人の1割強である184人から回答をいただきました。

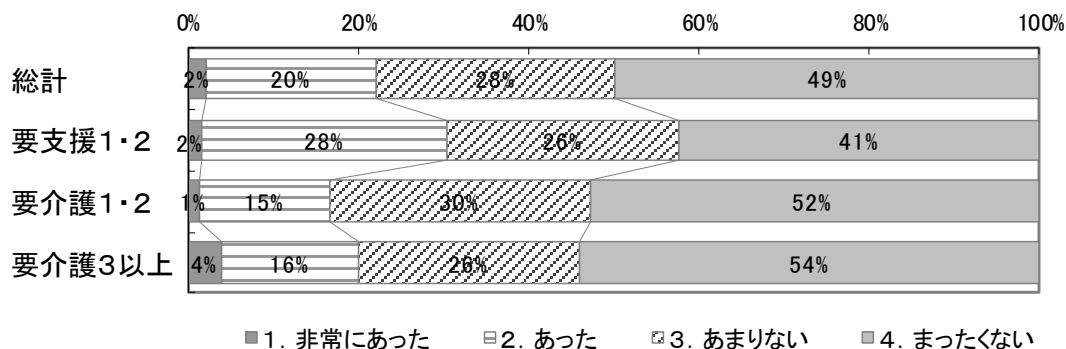
要介護者の年齢・要介護度

	総計		要支援1・2		要介護1・2		要介護3以上	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
69歳以下	6	3%	2	3%	2	3%	2	4%
70～74歳	9	5%	1	2%	4	5%	4	8%
75～79歳	13	7%	3	5%	6	8%	4	8%
80～84歳	30	16%	14	23%	10	14%	6	12%
85～89歳	48	26%	17	28%	19	26%	12	24%
90～94歳	63	34%	21	34%	24	33%	18	36%
95歳以上	15	8%	3	5%	8	11%	4	8%
合計	184	100%	61	100%	73	100%	50	100%

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響の有無

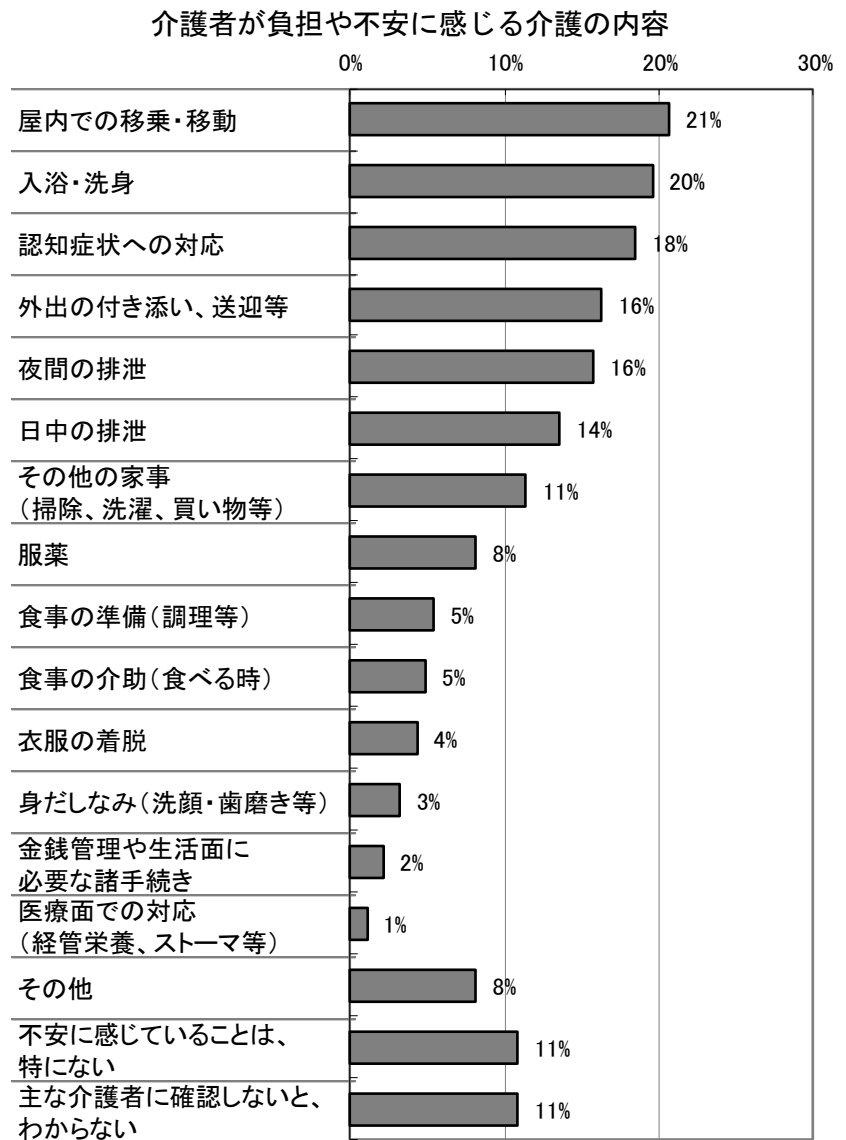
この2年間あまりの新型コロナウイルス感染症の精神的、身体的な影響は、「非常にあった」は2%、「あった」は20%となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響の有無



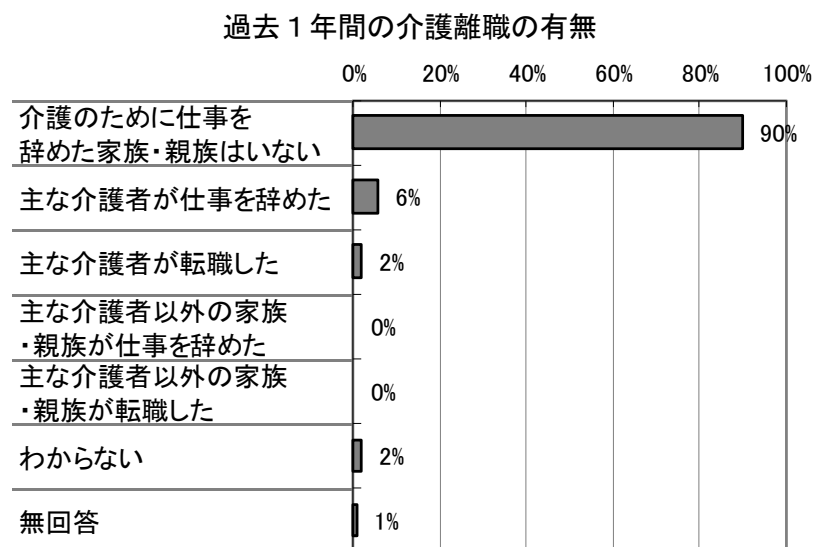
(3) 介護者が負担や不安を感じる介護の内容

主な介護者が負担や不安を感じる介護の内容は、多い順に「屋内での移乗・移動」、「入浴・洗身」、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」となっています。



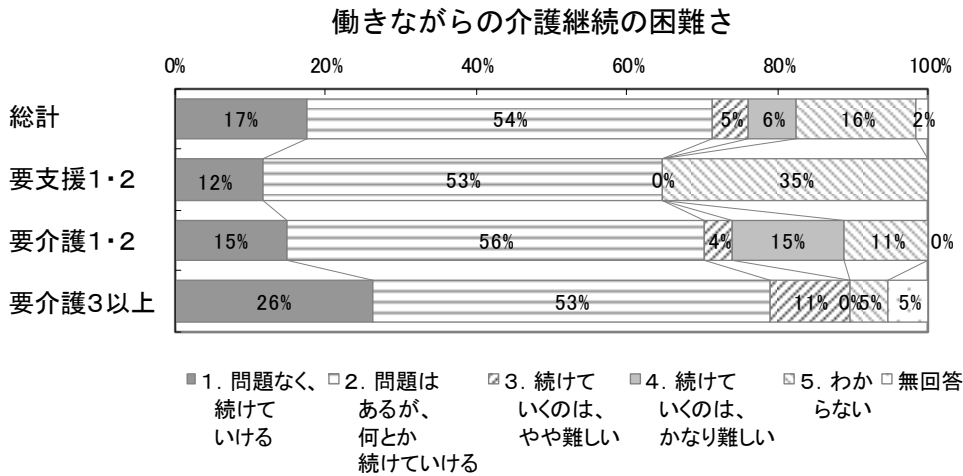
(4) 過去1年間の介護離職の有無

過去1年間の介護離職については、「主な介護者が仕事を辞めた」は6%で、「主な介護者が転職した」も2%みられました。



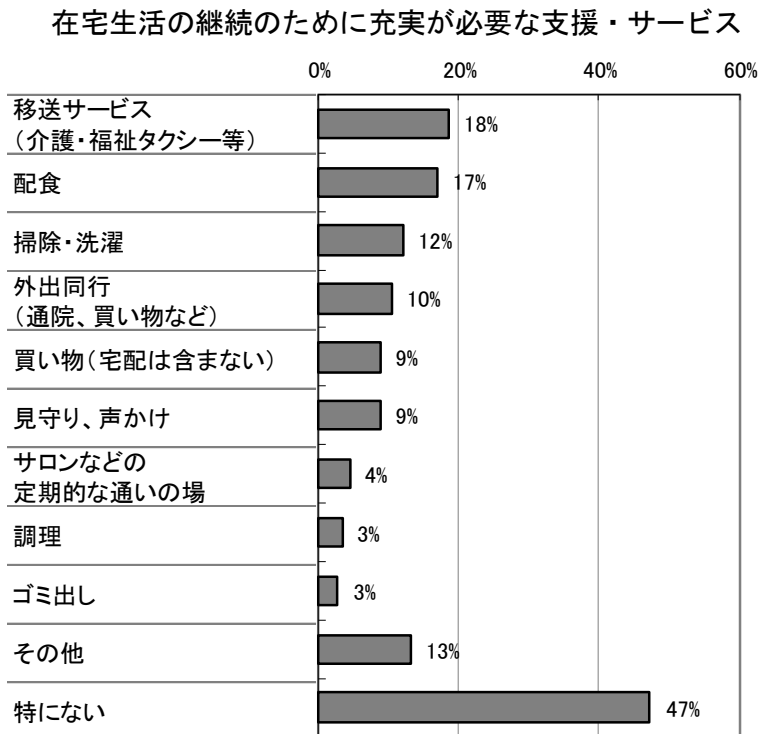
(5) 働きながらの介護継続の困難さ

働きながら介護を続けていけそうかとたずねたところ、「続けていくのは、かなり難しい」が6%、「続けていくのは、やや難しい」が5%ありました。



(6) 介護保険外の支援・サービスの利用意向

介護保険サービスに加えて、在宅生活の継続のために充実が必要な介護保険外の支援・サービスは何かをたずねたところ、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「配食」、「掃除・洗濯」、「外出同行（通院、買い物等）」、「見守り、声かけ」など、様々なサービスがあげられています。



第4章 第8期計画の推進状況

1. 介護保険サービスの利用状況

令和3・4年度の介護保険サービスの利用状況を第8期計画値と比較すると、総給付費の実績は令和3年度が計画値の98%、令和4年度が96%となっており、ほぼ計画通りと言えます。

サービス別では、「訪問看護」や「通所介護」などが計画値を上回り、「認知症対応型共同生活介護」や「介護医療院」などが計画値を下回っています。また、第8期計画では利用を見込まなかった「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「看護小規模多機能型居宅介護」も、わずかながら利用がありました。

介護保険サービスの利用状況(給付費・利用人数・利用回数)

3区分別給付費

	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	3年度 比較	4年度 比較
合計	2,280,917	2,294,793	2,240,769	2,208,834	98%	96%
在宅サービス	1,067,618	1,080,819	1,167,677	1,158,924	109%	107%
居住系サービス	127,632	127,703	120,818	88,054	95%	69%
施設サービス	1,085,667	1,086,271	952,275	961,856	88%	89%

サービス別の内訳

		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	3年度 比較	4年度 比較
(1)居宅サービス							
訪問介護	給付費(千円)	251,614	254,995	249,861	246,624	99%	97%
	人数(人)	389	392	361	342	93%	87%
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	813	1,334	—	—
	人数(人)	0	0	1	1	—	—
訪問看護	給付費(千円)	45,757	45,783	61,416	64,794	134%	142%
	人数(人)	103	103	136	152	132%	148%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	12,612	12,619	8,688	7,345	69%	58%
	人数(人)	27	27	25	24	92%	90%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	5,533	5,637	3,572	3,941	65%	70%
	人数(人)	57	58	39	42	68%	73%
通所介護	給付費(千円)	187,932	191,616	285,922	269,986	152%	141%
	人数(人)	222	226	292	281	132%	124%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	61,124	61,158	38,602	40,289	63%	66%
	人数(人)	79	79	55	62	70%	78%
短期入所生活介護	給付費(千円)	184,120	188,138	199,540	186,252	108%	99%
	人数(人)	121	123	142	136	117%	111%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,510	1,511	5,710	2,142	378%	142%
	人数(人)	5	5	8	2	157%	37%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	1,822	4,085	—	—
	人数(人)	0	0	2	5	—	—
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	2,513	2,515	0	0	0%	0%
	人数(人)	2	2	0	0	0%	0%

福祉用具貸与	給付費(千円)	57,451	58,068	63,270	62,207	110%	107%
	人数(人)	477	480	493	496	103%	103%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,409	2,409	3,886	4,159	161%	173%
	人数(人)	8	8	12	12	153%	155%
住宅改修費	給付費(千円)	9,029	9,029	10,741	12,283	119%	136%
	人数(人)	9	9	12	13	137%	143%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	18,082	18,092	24,792	25,461	137%	141%
	人数(人)	9	9	11	11	117%	126%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	給付費(千円)	0	0	840	877	—	—
	人数(人)	0	0	1	1	—	—
地域密着型通所介護	給付費(千円)	79,371	79,416	57,924	58,646	73%	74%
	人数(人)	106	106	87	93	82%	88%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	41,273	41,296	40,879	59,504	99%	144%
	人数(人)	21	21	19	26	90%	125%
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	109,550	109,611	92,127	62,274	84%	57%
	人数(人)	34	34	29	19	84%	57%
地域密着型特定施設入居者生活 介護	給付費(千円)	0	0	3,898	320	—	—
	人数(人)	0	0	2	0	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	給付費(千円)	192,699	192,806	178,892	180,812	93%	94%
	人数(人)	52	52	49	49	94%	95%
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	3,406	4,780	—	—
	人数(人)	0	0	1	1	—	—
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	388,476	388,692	360,498	385,927	93%	99%
	人数(人)	125	125	115	124	92%	99%
介護老人保健施設	給付費(千円)	363,123	363,325	342,810	321,465	94%	88%
	人数(人)	124	124	115	108	93%	87%
介護医療院	給付費(千円)	124,910	124,980	49,417	73,652	40%	59%
	人数(人)	19	19	13	17	66%	91%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	16,459	16,468	20,657	0	126%	0%
	人数(人)	5	5	6	0	120%	0%
(4) 居宅介護支援・介護予防支援	給付費(千円)	125,370	126,629	130,785	129,677	104%	102%
	人数(人)	763	769	778	769	101%	101%
合計	給付費(千円)	2,280,917	2,294,793	2,240,769	2,208,834	98%	96%

(資料) 厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」による自然体推計



2. 高齢者福祉施策の推進状況

令和3・4年度の高齢者福祉施策の推進状況の概要は、以下の通りです。

基本目標1 生き生きと暮らせる環境づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

生活習慣病予防や介護予防の取り組みとして、「有酸素運動教室」を毎年実施するほか、令和4年度からは、国保健康ポイント事業を実施しています。

特定健診の受診率は、受診勧奨に努めているものの30%前後で推移しており、県内でも低い水準であることから、その向上が課題となっています。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「一般介護予防事業」として、「介護予防教室」を令和3年度は2回、4年度は10回実施しました。令和3年度は、尿漏れ予防教室を実施し、令和4年度は、「60歳からのフレイル予防ココカラ」として、フレイル予防を中心に、多方面からの講座を実施しました。

(3) 生きがいづくりと社会参加の支援

老人クラブの会員数は、令和3年度が1,639人、令和4年度が1,582人、令和5年度が1,499人と減少傾向にあり、人口減少やコロナ禍の影響で致し方ない面はあるものの、魅力あるクラブづくりを促進していくことが望まれます。

「ふれあいいきいきサロン」も、コロナ禍の影響で休止されるなど、安定した事業実施が困難な状況でした。

基本目標2 安心した地域生活の支援

(1) 在宅生活の支援の充実

「生活支援体制整備事業」は、令和3年度は田原、安指、田子地区、令和4年度は田原、安指地区で取り組みを進め、生活支援コーディネーターによるコーディネートのもと、田原地区でフォーラムを開催するなど、地域住民自らが地域の福祉課題を把握・共有し、必要な生活支援の方法を検討してきました。

(2) 家族介護者への支援

第8期計画に「認知症家族交流会事業(認知症の人と家族の会)」が掲載されていますが、

5年ほど前から、公募しても、参加希望者がいない状況です。一方で、認知症家族に限定しない形で実施している認知症カフェは開催回数を増やしてきており、当該事業は、認知症施策を再構築する中で、位置づけを検討していくことが求められます。

(3) 地域包括ケア体制の強化

地域包括支援センターは、令和5年4月現在、センター長（保健師）1名、保健師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員4名、事務補助（地域生活支援コーディネーター）1名の体制で、総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援、在宅医療・介護連携推進など、多岐にわたる取組を行っています。

「地域ケア個別会議」は、新型コロナの影響もあり、令和3年度は1回、令和4年度は4回の実施に留まっており、個別ケースの検討を積み上げて、地域課題を深掘りする段階には至っていない状況です。

(4) 認知症施策の推進

認知症サポーター講座は継続して開催し、受講者数は伸びています。一方、リーダー的な立場の「キャラバン・メイト」の養成や、国の「認知症施策推進大綱」で令和7年までに全市町村での整備が求められている「チームオレンジ」の立上げは、進んでいない状況です。

認知症家族の交流の場として、「認知症カフェ」を令和3年度に3回、令和4年度に22回開催したほか、令和5年度は、別事業として、くしもと町立病院が「MCI高齢者」（軽度認知障害の高齢者）の居場所づくりを進めています。

(5) 権利擁護の推進

成年後見制度等に関する相談窓口であり、地域連携ネットワークのコーディネートを行う「権利擁護サポートセンター『こうけん くしもと』」（専任1名、兼務2名の体制）を令和4年3月に開設し、権利擁護支援体制の強化を図りました。

(6) 生活安全対策の推進

令和3年度から災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者全員の「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務となり、本町においても、令和5年度から作成に着手しています。できるだけ速やかに作成を終える必要があります。

感染症対策については、新型コロナウイルスのワクチン接種業務や、感染者の対応をくしもと町立病院はじめ関係医療機関、町関係課、福祉事業所等が連携して行ってきました。新型コロナウイルスは、令和5年5月に「2類感染症」から「5類感染症」に移行し、対策の深刻度は軽減しましたが、各機関が必要な感染症対策を引き続き行っていく必要があります。

基本目標3 介護保険事業の適正化と円滑な運営

(1) 介護保険サービスの充実と質の向上

介護人材の確保・定着を図るため、町単独事業として、介護職員初任者研修の受講料助成事業を行っています。利用実績は、令和3年度が2件で、令和4年度は0件でした。また、東牟婁圏域の町村で、広域での取組ができないかの協議を進めているところです。

(2) 介護保険事業の適正な運営

第8期計画に掲げた「認定調査票の点検」や、「認定調査員向けe-ラーニングシステムを活用したテストの受講勧奨」、「要介護認定適正化事業業務分析システムによる認定調査の検証」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の改修内容や福祉用具の利用状況の点検・確認」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」は、おおむね計画通り実施しています。

また、業務効率化にむけ、「各種書類の押印・原本証明の廃止」、「指定更新時の提出書類の簡素化」、「電子メールでの提出の推奨」、「事故報告書の様式の標準化」の取組も進めました。

3. 高齢者福祉施策の数値目標の達成状況

第8期計画では、高齢者福祉施策について、29項目の数値目標を設定しています。その令和4年度までの達成状況は、表の通りです。

「①事業等に関する数値目標」では、「地域リハビリテーション活動支援事業（出前講座を実施）」、「認知症サポーター養成講座の受講者数」などで、実績値が目標値を上回っている一方、「体成分分析（インボディ）測定会参加者数」のように、実績値が目標値を下回っている項目もあります。

「②アンケート調査（ニーズ調査）による数値目標」では、コロナ禍の影響もあり、「スポーツ関係のグループやクラブに参加する高齢者」や「地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者」が目標値を下回ったほか、生活機能リスクのある高齢者の割合も目標値には到達しませんでした。

「③アンケート調査（在宅介護実態調査）による数値目標」では、「介護者が不安に感じる介護【「認知症状への対応」の割合】」が目標値を達成しています。

なお、「④その他の数値目標」の「通いの場に参加する高齢者の割合」は、コロナ禍の影響で通いの場の把握が進んでいない側面もあり、目標値を大きく下回っています。

高齢者福祉施策の数値目標の達成状況

① 事業等に関する数値目標

	項目	単位	令和3年度目標	令和4年度目標	令和3年度実績	令和4年度実績
1	特定健康診査受診率	%	36	38	32.5	30.3
2	特定保健指導実施率	%	28	29	40.9	46.6
3	有酸素運動教室の参加者数	人	360	360	194	270
4	体成分分析（インボディ）測定会の参加者数	人	500	1,000	491	691
5	介護予防普及啓発事業（出前講座の実施）	回	8	8	0	0
6	地域介護予防活動支援事業（運動教室、講話、調理実習の実施）	回	9	9	2	10
7	地域リハビリテーション活動支援事業（出前講座を実施）	回	10	10	16	26
8	認知症サポーター養成講座の受講者数	人	865	885	941	1180
9	キャラバン・メイトの登録者数	人	26	28	23	24
10	認定調査票の点検の件数	件	全件	全件	全件	全件
11	e-ラーニングシステムの活用回数	回	1	1	1	1
12	要介護認定適正化事業業務分析システムによる認定調査の検証回数	回	2	2	2	2
13	ケアプランの点検の件数	件	2	2	9	24
14	住宅改修の点検の件数	件	全件	全件	全件	全件
15	医療情報との突合の件数	件	全件	全件	全件	全件
16	縦覧点検の件数	件	全件	全件	全件	全件
17	介護給付費通知の回数	回	2	2	2	2

② アンケート調査（ニーズ調査）による数値目標

	項目	単位	令和4年度目標	令和4年度実績
18	自分自身の健康状態の「とてもよい+まあよい」の割合	%	80	74
19	「自分がどの程度幸せか」の高得点（8～10点）の割合	%	46	43
20	スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加する割合	%	16	9.6
21	地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある（「是非参加したい+既に参加している」）の割合	%	5	4.1
22	運動器機能リスク者の割合	%	19	21
23	口腔機能リスク者の割合	%	22	26
24	認知症リスク者の割合	%	47	48
25	認知症の相談窓口の認知度（「知っている」の割合）	%	30	24
26	成年後見制度の認知度（「名称も内容も知っている」の割合）	%	25	21

③ アンケート調査（在宅介護実態調査）による数値目標

	項目	単位	令和4年度目標	令和4年度実績
27	「認知症状への対応」に不安を感じる介護者の割合	%	25	18
28	介護離職の低減（「主な介護者が仕事を辞めた+主な介護者が転職した」の割合）	%	6	7.6

④ その他の数値目標

	項目	単位	令和4年度目標	令和4年度実績
29	通いの場の参加率（参加者実人数/高齢者人口）	%	8	1.5

第5章 計画の基本的方向

1. 本町の高齢者保健福祉をめぐる課題

(1) 人口減少と高齢化の進行

本町の人口は減少傾向で推移する一方、高齢化が急速に進み、介護が必要な方の割合が高くなる後期高齢者（75歳以上）が人口の3割に達しようとしています。こうした中、高齢者が安心して地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの基盤や地域の支え合い力を引き続き確保していく必要があります。

(2) 介護保険サービスの安定的な提供

介護保険サービスの総給付費をみると、令和3年度は第8期計画比98%、4年度は同96%と、計画値を下回り、特に、施設・居住系サービスでは計画値の8～9割の利用にとどまっています。新型コロナウイルス感染症の流行により、サービスが提供しづらい時期、利用しづらい時期があったことも影響していると考えられますが、全国的に社会問題となっている介護人材不足は、本町においても同様であり、介護保険サービスを長期的に安定して提供していく施策が重要です。

(3) 介護予防の一層の充実

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果をみると、「生活機能低下の6つのリスクのうち3項目に該当する高齢者」は全体の17%で、75歳以上の女性では26%にのびります。新型コロナウイルス感染症の流行により、高齢者の社会参加の機会が減少しており、町内各地域の自主的な介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣するなど、介護予防事業の充実を図り、高齢者の生活機能の維持につなげていくことが重要です。

(4) 家庭での介護を継続できる支援の強化

「在宅介護実態調査」の結果をみると、本町では、働いている介護者が、介護のため仕事を辞めざるをえない、いわゆる「介護離職」の実態もみられます。

介護保険サービスやその他の生活支援サービスを受けつつ、要介護者とその介護者が、安心して地域での暮らしを続けられるよう、必要な支援を強化していくことが求められます。

(5) 地域共生社会づくりの一層の推進

本町では、地域包括支援センターを拠点に高齢者への総合相談支援を行い、介護・福祉サービスにつなげるとともに、障がい者、子どもなど各分野でもそれぞれの制度・サービスに

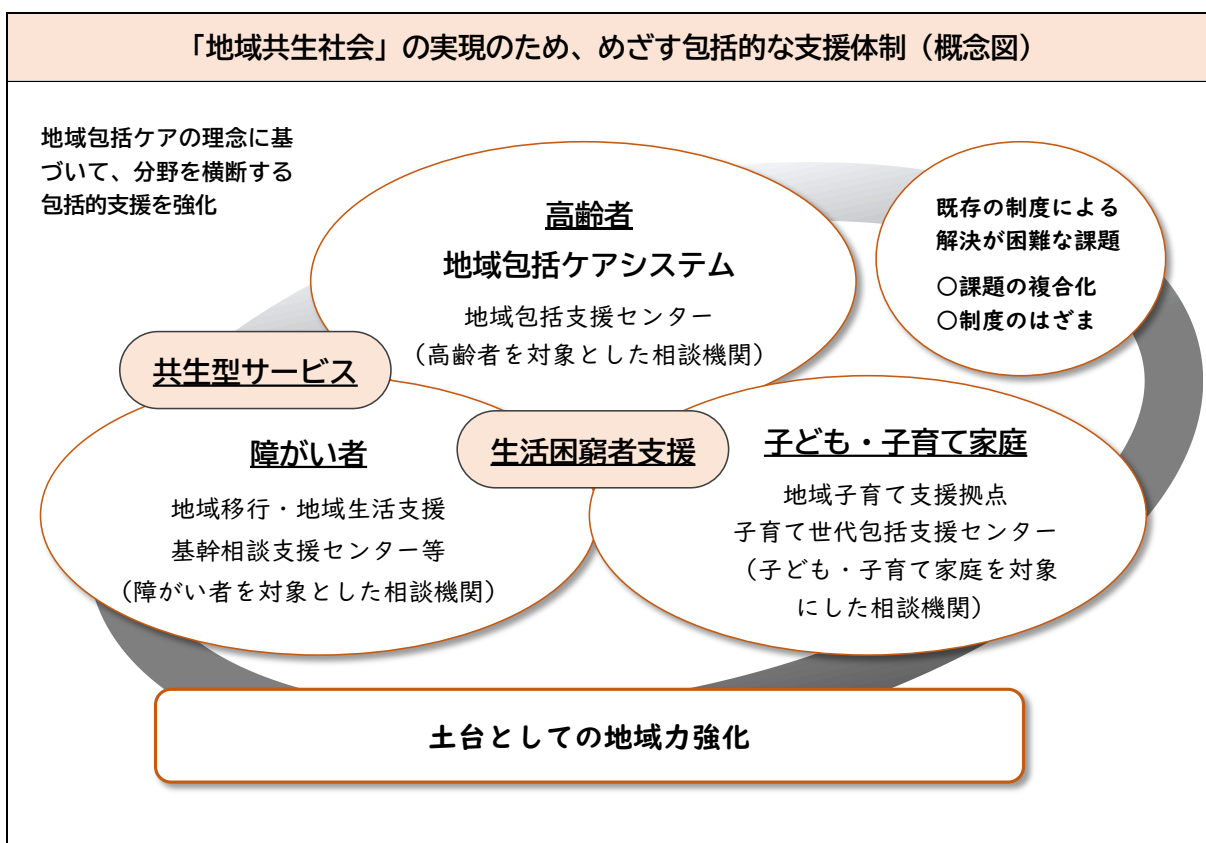
よる支援を基本としています。

しかし、「8050 問題」、「ヤングケアラー」など、複合的な課題が顕在化する中で、専門職員による分野ごとの制度・サービスだけでは、本町のすべての福祉課題に対応することが一層困難になることから、包括的な相談支援に努めるとともに、住民がお互いに見守り、支え合い、必要な支援を行う「地域共生社会」づくりを進めていくことが重要です。

2. 基本理念

ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本

本計画では、「ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本」を基本理念として、「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進と「地域共生社会」の実現に向けた支援体制の構築をめざします。



※上図のうち、本計画においては、主に地域包括ケアシステムに関する施策・取組を記載しています。

3. 基本目標と施策の体系

基本理念の実現をめざし、基本目標と基本施策、施策項目を位置づけます。

基本目標 1 生き生きと暮らせる環境づくりの推進

特定健康診査や、各種検診、健康教室の開催、保健指導等を実施してきましたが、今後も加齢による生活動作の低下を予防するとともに、食生活の改善や運動等による健康管理等、介護予防と健康寿命の延伸に資する取組を推進します。

また、高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいづくりを推進します。さらに、高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして地域社会に参加・貢献できるよう、就労や地域活動、ボランティア等の機会の提供やきっかけづくりに積極的に取り組むとともに、高齢者の自主運営団体である老人クラブに対する活動を支援します。

基本目標 2 安心した地域生活の支援

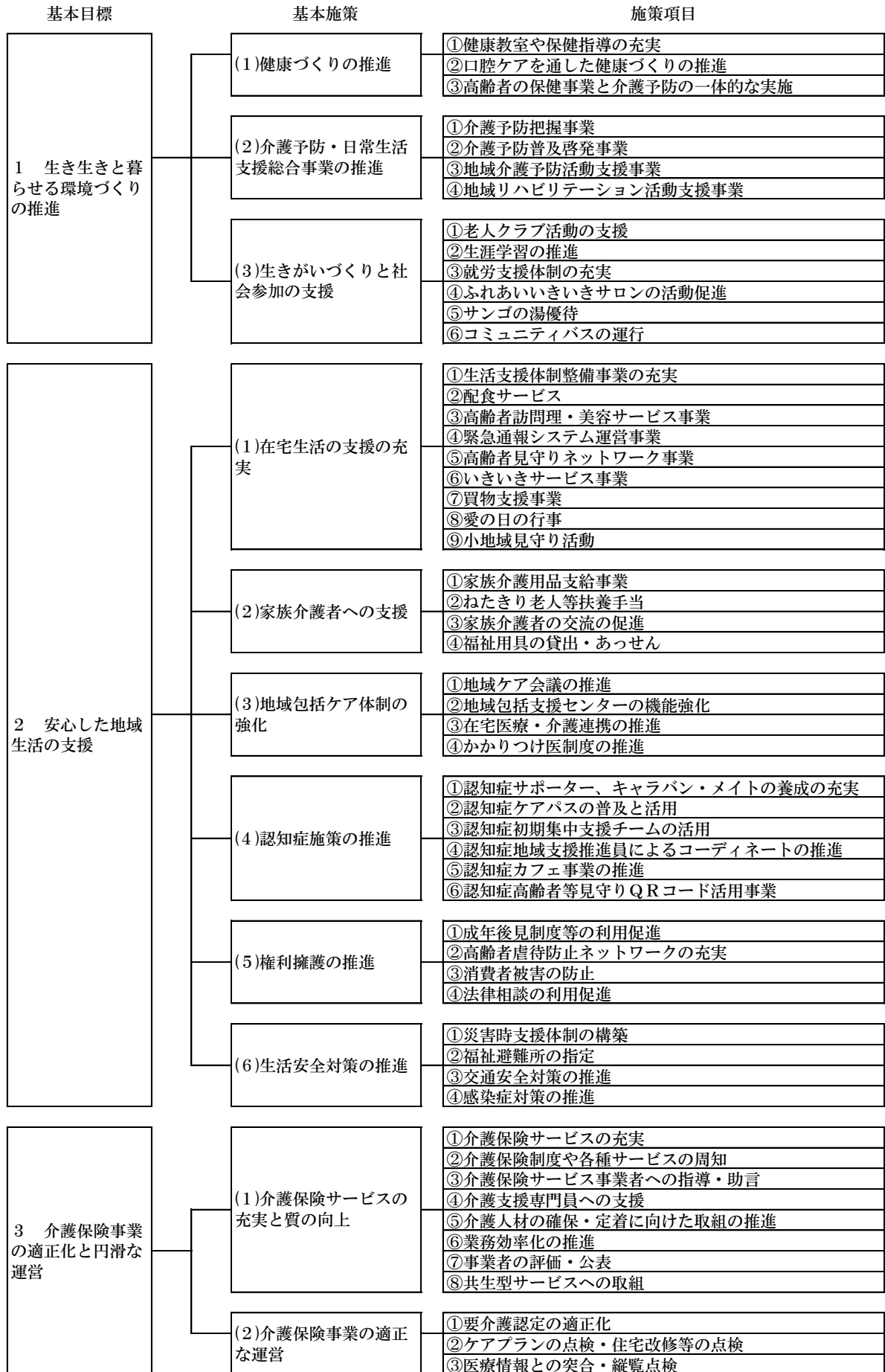
一人暮らし世帯の増加に伴い、地域での見守りがより一層必要となってきます。また、地域で安心した生活が送れるよう、高齢者一人ひとりの命や人権を守る施策の展開を図るとともに、今後も在宅生活が続けられるよう各種支援を充実させる必要があります。

地域のさまざまな課題に対して、地域ケア会議を通して情報を共有し、課題解決に向けた取組を行うことができるよう、関係各所の連携強化を図ります。また、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう介護と医療の連携が重要となってきます。高齢者の増加に伴って、認知症患者の増加が見込まれます。認知症に対する正しい理解と支援ができるよう、キャンパ・メイト及び認知症サポーターの養成を推進します。

基本目標 3 介護保険事業の適正化と円滑な運営

介護が必要な状態になった際には、必要なサービスを受けられるようニーズに応じたサービス基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保・質の向上に関する取組や介護保険制度の適正な運営に努めます。

施策体系図



4. 成果目標

本計画では、アンケート調査データなどをもとに、以下の成果目標を設定し、その実現をめざして施策・事業を推進します。

本計画の成果目標

単位：%

指標		基準値	目標値
		令和4年度 (2022)	令和8年度 (2026)
ニーズ調査	自分自身の健康状態の「とてもよい+まあよい」の割合	74	80
	「自分がどの程度幸せか」の高得点(8~10点)の割合	43	46
	スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加する割合	9.6	16
	地域づくりへの企画・運営(お世話役)としての参加意向のある(「是非参加したい+既に参加している」)の割合	4.1	5
	運動器機能リスク者の割合	21	19
	閉じこもりリスク者の割合	23	20
	低栄養リスク者の割合	8	5
	口腔機能リスク者の割合	26	22
	認知症リスク者の割合	48	45
	認知症の相談窓口の認知度(「知っている」の割合)	24	30
成年後見制度の認知度(「名称も内容も知っている」の割合)	21	25	
在宅介護実態調査	「認知症状への対応」に不安を感じる介護者の割合	18	15
	介護離職の低減(「主な介護者が仕事を辞めた+主な介護者が転職した」の割合)	7.6	5
その他	通いの場の参加率(参加者実人数/高齢者人口)	1.5	8

第6章 施策の展開

基本目標1 生き生きと暮らせる環境づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

健康の維持・増進は、高齢になっても生き生きと暮らせる心身を保つことにつながるため、若いときから心身の健康維持に努め、高齢になってもフレイル（虚弱）や介護状態になることを予防することが大切です。

身体や口腔衛生を健全に保つ意識を高める取組を進めるとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施に取り組み、効果的な事業の運営をめざします。

■施策・事業

① 健康教室や保健指導の充実

特定健康診査の受診を呼びかけるとともに、特定健康診査実施後の個別健康相談の機会を設けて個別の特定保健指導を強化し、高齢者一人ひとりの健康意識を高め、疾病等の予防と早期治療・悪化防止に努めます。また、40歳から生活習慣病予防の普及啓発と健診の普及に努め、高齢になっても要介護状態にならない健康な身体を保つ取組を進めます。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
特定健診受診率	%	30.3	38	40	40
特定保健指導実施率	%	46.6	50	55	60
健康教室の実施回数	回	7	10	10	10

② 口腔ケアを通じた健康づくりの推進

口腔の健康を保つことは、日々の食事を楽しくするとともに誤嚥性肺炎の予防になる等、身体の健康づくりの第一歩です。歯科衛生士・保健師が指導する通いの場での健康チェックや栄養指導・口腔ケア等の実施、各サービス事業者が実施する口腔ケア等を通して高齢者の口腔衛生の向上に努めます。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

後期高齢者医療広域連合と町が協力して、後期高齢者の健康維持・フレイル予防に努める『高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施』を令和6年度から開始します。医療、健診、介護等のデータを解析し、高齢者の特性にあった保健事業を展開していきます。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
ポピュレーションアプローチによる通いの場への積極的な関与	回	—	10	12	14
ハイリスクアプローチ(低栄養防止、重症化予防など)による支援件数	件	—	2	3	4

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

健康づくりと介護予防は表裏一体であることから、高齢者がフレイル（虚弱）や要介護状態にならないように、介護予防の取組を進めます。また、たとえフレイルや要介護状態であるとしても、早期の把握と早期の適切な対応が大切なため、各種取組を適切に活用し、高齢者の要介護状態の把握と状態改善、重度化防止を推進します。

■施策・事業

① 介護予防把握事業

相談業務や介護予防教室等の機会を活用し、要介護リスクの高い高齢者等の介護予防対象者の早期発見に努め、介護予防に関する支援につなげます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防についての啓発や介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発に向けて、「ふれあいいいきサロン」や老人クラブ等へ出前講座を実施します。

③ 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場等における介護予防に資する活動を支援します。

また、新たな通いの場の立ち上げのため、リハビリテーション専門職が監修した串本町独自の運動プログラムによる介護予防教室を事業者に委託し、運動習慣の確立と仲間づくりを目指します。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を活用し、地域における出前講座、通所、訪問、サービス担当者会議等への関与を促進することで、多職種との連携を行います。また、地域で実施されている自主活動等へ専門職種を派遣し、地域における介護予防活動の推進を図ります。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
介護予防普及啓発事業 (介護予防教室等の開催)	回	10	10	10	10
地域リハビリテーション活動 支援事業(専門職の派遣)	回	26	30	30	30

(3) 生きがいづくりと社会参加の支援

高齢者一人ひとりが生きがいを持って生活することができるよう、老人クラブ活動や生涯学習活動、サロン活動への支援を行います。また、雇用の場の確保、就労に向けたサポート体制を整備し、高齢になっても働ける環境を整備します。

■施策・事業

① 老人クラブ活動の支援

老人クラブ活動の広報・周知等により加入を促進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりに資する老人クラブ活動を支援します。

② 生涯学習の推進

高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいづくりを推進します。

③ 就労支援体制の充実

高齢者の豊富な知識や技能・経験を生かせるよう、シルバー人材センターやハローワーク等を通じた就労を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

④ ふれあいいきいきサロンの活動促進

本町では、10か所の「ふれあいいきいきサロン」が活動しており、それぞれの地域において、閉じこもりがちな高齢者に対し、地域ごとにボランティアと当事者などが共同で企画し、活動内容を決めています。寝たきりや認知症の防止、生きがいつくり、こころの健康、地域で支え合う関係の構築等にも大きく貢献しています。引き続き支援を行い、社会参加の場を提供するよう努めます。

■各地域におけるサロン

サロン名	活動日	活動拠点
大水崎ふれあいサロン	毎月第1土曜日	大水崎会館
二色ふれあいサロン	毎月25日	二色多目的集会所
江田ふれあいサロン	毎月第3金曜日	江田会館
大島ふれあいサロン	毎月第1日曜日	大島開発センター
姫ふれあいサロン	毎月第4水曜日	姫老人憩いの家
伊串いっちゃんサロン	毎月第3月曜日	伊串多目的集会所
生き生きスクール・なかみなど	毎月第3木曜日	中湊コミュニティセンター
古座ふれあいサロン	毎月第3木曜日	古座漁村センター
田原ふれあいサロン	毎月20日	田原山村交流センター
佐部ふれあいサロン	毎月15日	佐部集会所

資料：串本町社会福祉協議会

⑤ サンゴの湯優待

70歳以上の町民を対象に、串本温泉浴場「サンゴの湯」の入浴優待券を発行します。

⑥ コミュニティバスの運行

コミュニティバスは、買い物や通院など、高齢者にとって貴重な移動手段となっています。そうした高齢者を含む町民等の交通手段の確保のため、利便性向上を考慮しながら、コミュニティバスを運行していきます。



基本目標 2 安心した地域生活の支援

(1) 在宅生活の支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、在宅生活の継続のための支援の充実を図ります。

■施策・事業

① 生活支援体制整備事業の充実

平成 27 年度から、地域住民自身が地域生活課題を把握し、その解決を図るため、介護保険制度に「生活支援体制整備事業」が導入され、本町においても、串本町社会福祉協議会と地域包括支援センターに「生活支援コーディネーター」を配置して取り組んでいます。

今後も、「生活支援コーディネーター」を中心に、通いの場の把握に取り組むとともに、地域生活課題の把握と、地域における助け合いのシステムづくりを進め、地域住民と協働で取組の拡大を図っていきます。

■活動指標

		令和 4 年度 実績値	令和 6 年度 目標値	令和 7 年度 目標値	令和 8 年度 目標値
生活支援コーディネーターによる取組地区	地区	3	5	7	9

② 配食サービス

介護事業所に委託し、調理が困難な一人暮らしの高齢者、または高齢者のみ世帯等に対して、安否確認を兼ねた配食サービスを実施しています。

今後も、必要な方へのサービスの提供を進めるとともに、近年、需要が拡大していることから、提供体制の確保に努めます。

③ 高齢者訪問理・美容サービス事業

「高齢者訪問理・美容サービス事業」は、在宅で生活している外出が困難な高齢者に対し、訪問による理容及び美容サービスを提供するものです。清潔で快適な在宅生活を送ることができるよう支援します。

④ 緊急通報システム運営事業

「緊急通報システム」は、日常生活上注意を要する疾病を持つ一人暮らしの高齢者等からの緊急通報に 24 時間受付対応するサービスで、利用者が事故や急病の際に緊急通報装

置のボタンを押すと受信センターが応答し、協力員や消防署に連絡し、救急車の要請等を行います。今後も利用を促進し、一人暮らしの高齢者等の日常生活における不安の解消及び安全の確保を図ります。

⑤ 高齢者見守りネットワーク事業

「高齢者見守りネットワーク事業」は、町、地域包括支援センター及び町内で活動を行う事業者・団体が相互に連携して高齢者の見守りを行う事業です。

事業の趣旨に賛同し、協力事業者・団体として登録した事業者や団体の方が、日常業務の中で地域の高齢者をさりげなく見守り、『いつもとちがうな』『おかしいな』と気づいた際に、町や地域包括支援センターなどへ連絡することで、異変等を早期に発見し、必要な支援につなげていきます。

⑥ いきいきサービス事業

「いきいきサービス事業」は、ホームヘルパーが行う訪問支援サービスで、串本町社会福祉協議会が実施しています。町内に住所を有し、介護保険事業や障害福祉サービスを利用できない人に対し、身体介護、生活援助、院内通院介助等のサービスを提供します。今後も、ヘルパー人材の確保を図りつつ、利用者が自宅で生活するために必要な支援を行っていきます。

■いきいきサービス事業のサービス例

掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配膳・下膳、買い物、薬の受け取り、通院時の病院内での見守り等、外出時の付き添い、その他日常生活の支援

⑦ 買物支援事業

「買物支援事業」は、過疎地域の高齢者世帯等で、買い物に困っている人に対して支援を行うサービスで、串本町社会福祉協議会が実施しています。利用者が発注した商品が串本町社会福祉協議会に届き、それを串本町社会福祉協議会職員が配送しており、過疎地域での在宅生活継続を支援していきます。

⑧ 愛の日の行事

「愛の日の行事」は、串本町社会福祉協議会が実施する事業で、町内に住所を有する寝たきりの高齢者等に対し、年1回対象の人に見舞い品を届けるとともに、町民に対し、愛の訪問一声・あいさつ運動を啓発しています。

⑨ 小地域見守り活動

「小地域見守り活動」は、串本町社会福祉協議会が実施する事業で、須江、江田、大水崎の3地区で、地域のボランティアの協力により、見守りを行っています。自立機能が低下してきた高齢者等に対し、孤独死の防止、孤独感の解消を図ることを目的としており、生活支援体制整備事業なども活用しながら、こうした活動の継続・発展を図っていきます。

(2) 家族介護者への支援

相談支援の充実や介護に関する情報の提供等により、介護家族等が少しでも不安や困りごとを解消できるよう努めるとともに、介護者同士の情報交換が行えるよう交流の促進を図ります。また、介護用品の支給や福祉用具の貸出等により、家族介護の経済的負担の軽減を図ります。

■施策・事業

① 家族介護用品支給事業

「家族介護用品支給事業」は、要介護認定において要介護4もしくは要介護5と認定された高齢者、または要介護者で常時失禁状態にある高齢者で、所得等の要件を満たした人が支給対象となります。そうした要介護者を介護する家族等に対し、紙おむつや尿取りパットを支給し、介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減に努めます。

② ねたきり老人等扶養手当

「ねたきり老人等扶養手当」は、居宅において常時臥床し、要介護認定において要介護4または要介護5と認定された人で、介添がなければ食事や排便等の日常生活に支障がある人が支給対象となります。そうした人を介護している一定要件を満たした家族等に対し手当を支給し、家庭生活の安定を図っていきます。

③ 家族介護者の交流の促進

「認知症カフェ」など、高齢者本人や介護家族が交流する事業を推進し、高齢者の社会参加機会の拡大と介護家族の精神的負担の軽減を図ります。

④ 福祉用具の貸出・あっせん

串本町社会福祉協議会では、65歳以上の高齢者等に対し、短期間での福祉車両や車いすの貸出（介護保険事業優先）や、各種介護用品のあっせんを行っています。今後も継続し、介護者の負担の軽減に努めます。



(3) 地域包括ケア体制の強化

地域包括ケアシステムを推進するため、総合相談窓口としての地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域ケア会議等を通して関係者間で地域課題等の情報共有と多職種による連携により、高齢者等の地域住民に対する適切な支援につなげます。

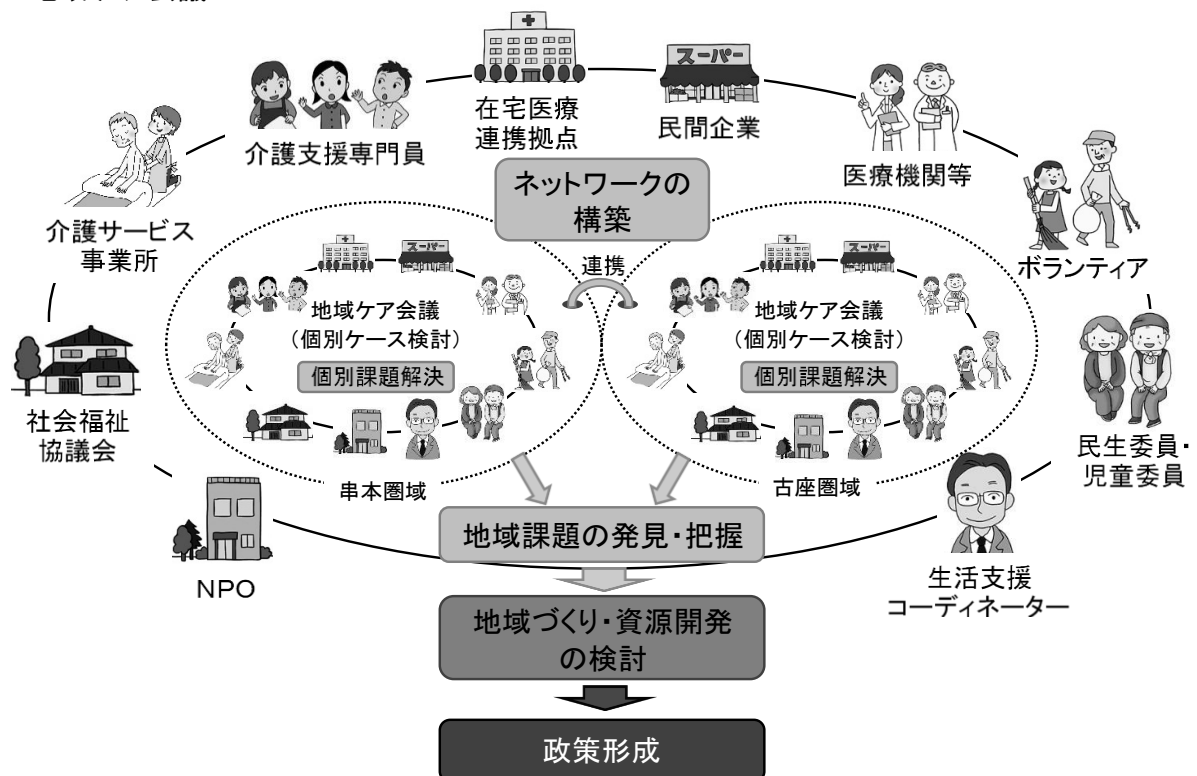
また、在宅介護の必要性は年々高まっているとともに、今後は医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ多様な状態の方が増加する可能性があり、行政や地域の医療機関、介護従事者等との連携が一層重要となります。高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごすため適切な介護・医療のサービスを選択できるよう、医療・介護連携の強化を推進し、在宅医療の充実と体制整備に努めます。

■施策・事業

① 地域ケア会議の推進

「地域ケア会議」は、高齢者を支援する関係機関が連携し、介護支援専門員等の情報交換や困難事例に対する指導・助言を行う会議です。引き続き、個別ケース、地域課題の双方の検討を進め、生活課題を抱える家庭に対する支援策を検討し、サービスの提供等につなげ、生活課題の改善・解決を図るとともに、地域ぐるみで高齢者の自立支援や重度化防止を進めていくための施策の検討に努めます。

■地域ケア会議について



■活動指標

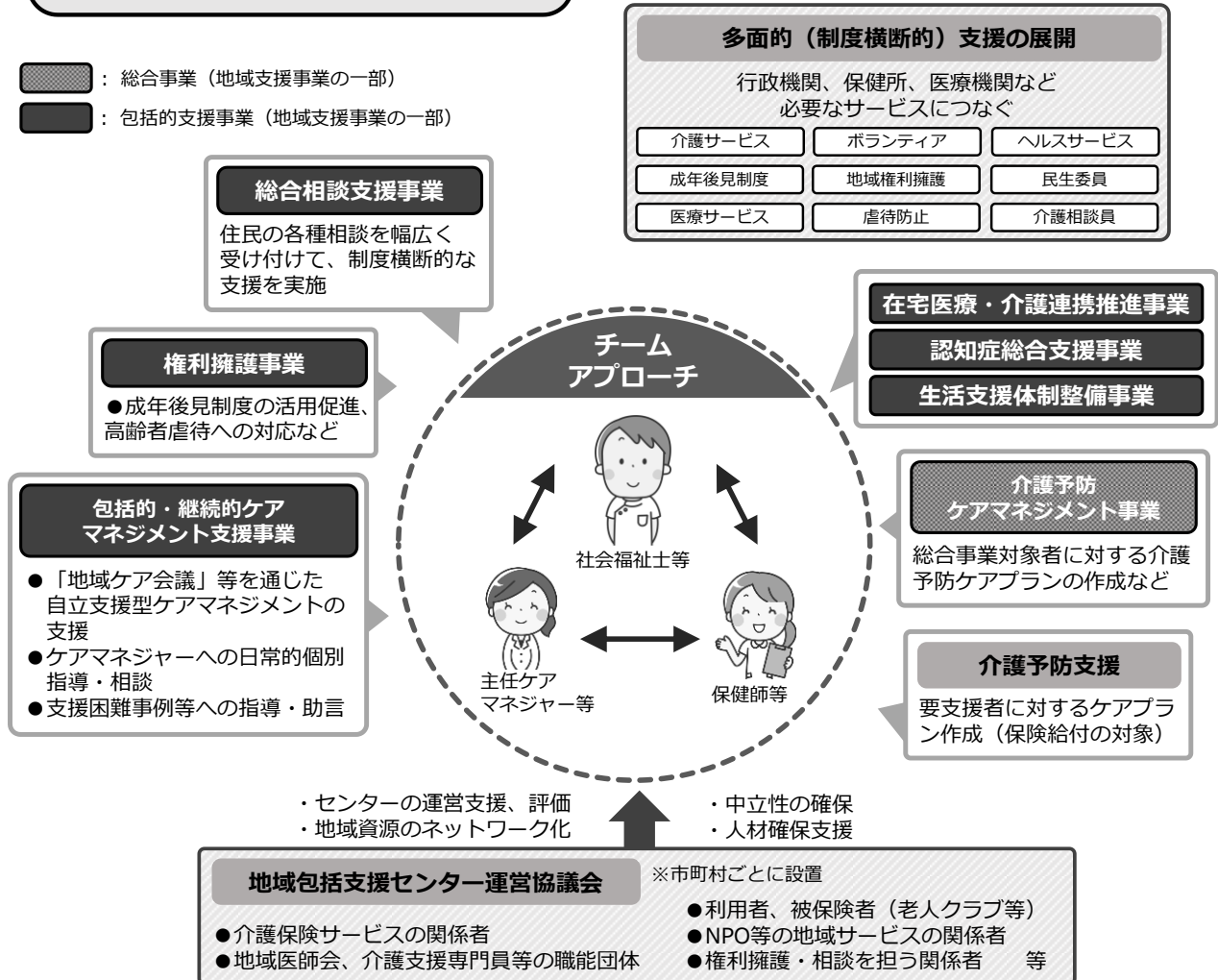
		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
地域ケア個別会議の開催回数	回	4	4	6	6
地域ケア会議で介護予防や自立支援・重度化防止を採り上げた回数	回	0	2	2	2

② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者に関する総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援に加え、地域ケア会議の実施、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の整備、認知症に関する取組を行っています。

高齢者に関する様々な状況に対応できるよう、専門職等の人員確保と職員の資質の向上、業務の客観的評価等への取組等により、機能強化に努めます。

地域包括支援センター（イメージ）



③ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が在宅での生活が継続できるよう、医療と介護の連携に資する会議の実施や研修会の開催、情報提供の充実等に取り組むことにより、在宅医療・介護に関する関係者の連携を推進します。

④ かかりつけ医制度の推進

かかりつけ医をもつことにより、日常の健康管理の相談等を行えるうえに緊急時や入院等への対応も支援していただける等、高齢者の在宅生活にとって心強いいため、引き続き、かかりつけ医制度の必要性について周知を図ります。

(4) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「共生」と「予防」を基本に、認知症対策を推進します。

子どもから高齢者まで認知症の症状や早期対応方法について正しく理解するための啓発を進めるとともに、医療機関や介護サービス事業者等関係機関との緊密な連携により、早期発見・早期対応、認知症の人の生活支援を推進します。

■施策・事業

① 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成の充実

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを計画的に養成するとともに、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する研修の充実を図ります。

また、認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」活動を、本計画期間中に立ち上げます。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
認知症サポーター養成講座の 受講者数	人	1,180	1,300	1,350	1,400
キャラバン・メイト登録者数	人	24	26	26	26

② 認知症ケアパスの普及と活用

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるように、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス（冊子）の普及を図ります。町や県、国の認知症施策の動向に基づき、必要に応じ、内容の改定を進めます。

③ 認知症初期集中支援チームの活用

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族へ早期診断・早期対応に向けた支援を行います。また、認知症地域支援推進員に対して、具体的な支援方法の検討や定期的な情報共有等の連携を強化します。

④ 認知症地域支援推進員によるコーディネートの推進

「認知症地域支援推進員」は、地域における認知症施策を総合的に企画・推進するコーディネーターです。令和5年度からは、くしもと町立病院で、「認知症地域支援推進員」がMCI高齢者（軽度認知障害の高齢者）の居場所づくりを行うなど、地域支援の取組は進みつつあり、今後も、関係機関とともに、「認知症地域支援推進員」の養成に努めます。

⑤ 認知症カフェ事業の推進

認知症の人や介護者の交流、また、認知症について不安がある人が、専門職と出会う機会が持てるように、認知症カフェ事業を推進します。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
認知症カフェの開催回数	回	22	22	22	22

⑥ 認知症高齢者等見守りQRコード活用事業

認知症その他の疾患により徘徊する可能性のある認知症高齢者等に関する情報を事前に登録し、保護された際にQRコードを活用して早期に身元を特定するための連絡体制を整備します。登録された情報は、警察署、消防署に情報共有され、地域での見守り体制の充実を図ります。

(5) 権利擁護の推進

令和4年3月に、町の一部局として、権利擁護サポートセンター「こうけん くしもと」を開設するとともに、関係機関による串本町権利擁護支援推進協議会を設置し、認知症高齢者や知的・精神障がい者などの権利擁護の体制強化を図ったところです。

今後も、これらの体制のもと、虐待防止と虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、認知症等により判断能力が低下することに伴う権利侵害を未然に防ぎ、財産管理等の生活支援を行うため、関係機関との連携を図り、成年後見制度等の利用につなげる支援を行います。

■施策・事業

① 成年後見制度等の利用促進

認知症高齢者など、判断能力が不十分な方でも、自分にふさわしい制度やサービスの選択、利用契約の締結、財産の適切な管理をすることが必要です。

権利擁護サポートセンター「こうけん くしもと」等において、適切な相談対応に努めるとともに、財産管理などを支援する日常生活自立支援事業、成年後見制度などの周知と利用を促進し、高齢者等の権利擁護を図ります。

② 高齢者虐待防止ネットワークの充実

高齢者虐待を早期に発見し、適切な対応を図るため、民生委員、地域住民、介護サービス事業者、社会福祉協議会、医療機関、警察等と連携を図りながら、高齢者虐待の防止と迅速・的確な対応に努めます。

また、町や関係機関職員の研修会参加の促進、住民への通報義務の周知等に努め、高齢者虐待防止ネットワークの維持・強化に努めます。

③ 消費者被害の防止

高齢者を狙った詐欺や悪質商法等の被害にあわないよう、広報紙・ホームページ等での周知や警察等の関係機関との連携による啓発に努めます。

④ 法律相談の利用促進

串本町社会福祉協議会では、町内に住所を有する高齢者に対し、弁護士が相談員となり、民法上の相談を中心に法律に関する相談に応じる「法律相談」を実施しています。町内に住む全ての高齢者の権利が守られるよう、事業の周知を図ります。

(6) 生活安全対策の推進

いつ起こるとも知れない災害に対して「串本町地域防災計画」に沿った体制づくりや、交通安全対策の取組を推進することにより、高齢者の安全・安心な環境づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行の教訓を受け、感染症をはじめとする危機管理体制の充実に努めます。

■施策・事業

① 災害時支援体制の構築

自治会、民生委員、福祉委員、串本町社会福祉協議会等の協力を得て、日頃から災害時要配慮者を地域で把握して見守ることができる自主防災力の強化に努めます。また、大規模災害の初動時に、地域住民が協力をして、支援が必要な高齢者等の避難誘導や安否確認が行えるよう「避難行動要支援者名簿」の登録と随時更新、「個別避難計画」の策定と随時更新に努めます。

また、串本町社会福祉協議会では、避難行動要支援者の避難訓練を実施する地区に10万円の実施費用を助成しており、こうした活動を通じて、災害時の避難支援につながる地域見守り体制づくりを促進していきます。

② 福祉避難所の指定

串本町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した際に、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者等に対し指定施設への入所のあっせんを行います。指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえて、バリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努めます。

③ 交通安全対策の推進

高齢者が被害者または加害者となる交通事故を防止するため、交通安全教室の開催、交通安全意識向上のための啓発活動を行うとともに、高齢者の運転免許証の自主返納を推奨することにより高齢者の安全・安心を高めます。

④ 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、本町においても、役場、介護事業所をはじめ、各機関において、ワクチンの接種事業をはじめ、マスク着用の啓発、手指消毒の徹底、クラスター発生時の対応などを行いました。令和5年度には、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、対策が一段落していますが、今後も、これらの教訓を生かし、マニュアルの再検討や設備・備品の整備など、必要な予防対策を進めます。

基本目標3 介護保険事業の適正化と円滑な運営

(1) 介護保険サービスの充実と質の向上

介護を必要とする方が適切な介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの充実や情報提供を行います。

また、介護保険サービス提供事業者に対する指導・助言を行うとともに、利用者と事業者の橋渡しを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・フォローにより、全ての利用者に良質なサービスが公平に提供されるよう取り組みます。

さらに、介護人材の確保・定着に向けた取組への支援により、本町における介護保険サービスの量と質の維持に努めます。

■施策・事業

① 介護保険サービスの充実

居宅サービスについては、要支援・要介護認定者が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況を踏まえつつ、需要に見合うサービス供給量の確保に努めます。

地域密着型サービスについては、ニーズに対応したサービス基盤整備に努めます。

施設サービスについては、施設等への入所を望む高齢者がその状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、供給量と質の確保に努めます。

② 介護保険制度や各種サービスの周知

介護保険をはじめとする各種制度やサービス、介護予防教室やサロン等が適切に利用されるよう、地域包括支援センターにおける相談支援や関係窓口等での情報提供、ホームページやパンフレット等による広報や、各種講座やイベント等での啓発により、制度やサービスの周知に努めます。

③ 介護保険サービス事業者への指導・助言

利用者から寄せられる相談や苦情について事業者と連絡するとともに、常に利用者の立場に立った適切なサービスが提供できるよう、改善に向けた指導・助言に努めます。

介護保険サービス事業者に対する運営指導を計画的に実施し、介護給付の適正化とサービスの質の確保・向上を図ります。

④ 介護支援専門員への支援

地域包括支援センターにおいて介護支援専門員への個別相談や情報提供等の支援を行うとともに、地域ケア会議等の会議を開催して関係者間での情報共有を図り、解決方策の検

討等を行います。また、県等が主催する研修会への参加等により、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
地域包括支援センターによる ケアマネージャー勉強会(古座 川町と合同実施)の実施回数	回	4	4	4	4

⑤ 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進

介護分野への就職志望者を増やすため、介護職の魅力や就業等に関する情報提供に取り組むとともに、介護人材の確保・定着に向け、介護職員初任者研修受講料助成事業や各種研修等により介護保険サービス従事者のキャリアアップを支援します。

また、介護人材の不足解消のため、役割がある形での高齢者の社会参加を促す「就労的支援コーディネーター」の設置や有償ボランティアの実施など、元気な高齢者を介護人材として活用する仕組みの構築をめざします。

⑥ 業務効率化の推進

標準様式例使用による文書標準化や指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、運営指導の標準化・効率化等の取組を推進し、介護事業所の文書負担を軽減します。

また、介護ロボットやICT等の活用を促し、介護分野における生産性の向上をめざします。

⑦ 事業者の評価・公表

サービスの向上につなげるため、介護保険サービス事業者のサービスに関する自己評価や第三者評価の活用に向けた働きかけを行っていきます。また、運営指導等の機会を利用して、町内の指定事業者に対して制度内容の周知・助言を行います。

⑧ 共生型サービスへの取組

障がいのある人が高齢になっても同一の事業所で引き続きサービスを受けられるよう、障がい福祉サービス事業者が介護保険サービスを提供できる「共生型サービス」の実施について勧奨していきます。

(2) 介護保険事業の適正な運営

今後、さらに高齢化率が高まる中、持続可能な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護保険サービスの利用者が必要とする過不足のないサービスを介護保険サービス事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化に取り組めます。

■施策・事業

① 要介護認定の適正化

認定調査票の点検を実施し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。点検は、「調査項目の選択肢と特記事項の記載内容に矛盾がないか」「特記事項に判断基準となり得る事項が記載されているか」といった視点で行い、必要に応じて認定調査員への内容確認を行います。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
認定調査票の点検の件数	件	全件	全件	全件	全件

認定調査員への研修の機会として、厚生労働省が整備するオンライン等の研修の受講を案内・勧奨し、認定調査の質の向上を図ります。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
オンライン等の研修の活用回数	回	1	1	1	1

厚生労働省が整備する要介護認定適正化事業業務分析システムを用いて、本町の認定調査の結果において、統計の平均値から乖離している調査項目を分析することで、認定調査の判定基準の統一を図ります。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
要介護認定適正化事業業務分析システムによる認定調査の検証回数	回	2	2	2	2

② ケアプランの点検・住宅改修等の点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等の内容について、利用者本位の自立支援につながる内容となっているか介護支援専門員とともに確認し、より良いケアプランが作成されることを目指します。和歌山県国民健康保険団体から提供される帳票を活用するなどして点検が必要なケアプランを抽出し、書類の提供を求め、内容を点検・評価し、必要に応じて面談を行っていきます。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
ケアプランの点検の件数	件	24	30	30	30

住宅改修や福祉用具の利用について、改修内容や利用状況を点検・確認することにより、対象者の身体状況や日常生活動線に応じた適正な給付につなげます。

住宅改修について、居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請に際し、改修工事前の事前協議により、写真、見積書、理由書等の点検を行います。また、施工後は、完成写真により施工状況を確認します。必要に応じて介護支援専門員や事業者への確認や現地確認を行います。

福祉用具の利用について、福祉用具の必要性や利用状況等、必要に応じて確認します。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
住宅改修の点検の件数	件	全件	全件	全件	全件



③ 医療情報との突合・縦覧点検

受給者の国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療情報との突合を行うことにより、過誤請求や不正請求の発見、防止につながります。

和歌山県国民健康保険団体連合会との連携により、同連合会から提供される帳票について「医療保険と介護保険が重複して請求されていないか」との視点から点検を行い、必要に応じて事業者への内容確認を行い、過誤請求等の発見につながります。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
医療情報との突合の件数	件	全件	全件	全件	全件

また、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期発見し適正な給付につながります。

和歌山県国民健康保険団体連合会との連携により、国が示す有効性が高い帳票を対象に点検を行います。必要に応じて事業者への内容確認を行い、過誤請求等の発見につながります。

■活動指標

		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
縦覧点検の件数	件	全件	全件	全件	全件



第7章 介護保険サービス量の見込み

1. サービス見込み量の推計

第9期計画期間と令和22年度の各サービスの見込み量を以下の通り推計します。

介護保険サービス利用者数の推計

単位：人

区分	サービス名	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅 サービス	訪問介護	355	347	333	288
	訪問入浴介護	1	1	1	1
	訪問看護	184	181	171	147
	訪問リハビリテーション	21	20	19	16
	居宅療養管理指導	43	40	38	32
	通所介護	277	270	259	224
	通所リハビリテーション	93	92	89	75
	短期入所生活介護	125	120	113	98
	短期入所療養介護(老健)	2	2	2	1
	短期入所療養介護(病院等)	5	5	5	4
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	518	507	485	415
	特定福祉用具購入費	13	13	13	12
	住宅改修費	15	15	15	12
	特定施設入居者生活介護	15	15	15	14
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1	1
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	102	100	97	83
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	28	28	26	24
	認知症対応型共同生活介護	21	21	21	17
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	48	48	48	41
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1
施設 サービス	介護老人福祉施設	118	118	118	101
	介護老人保健施設	106	106	106	90
	介護医療院	32	32	54	54
居宅介護支援・介護予防支援		777	765	735	627

〔要支援認定者分の再掲〕

区分	サービス名	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	20	20	20	16
	介護予防訪問リハビリテーション	2	2	2	2
	介護予防在宅療養管理指導	0	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	30	30	30	24
	介護予防短期入所生活介護	3	3	3	3
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	91	90	89	74
	特定介護予防福祉用具購入費	3	3	3	3
	介護予防住宅改修	8	8	8	6
	介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	2	2
	地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0
介護予防支援	121	120	118	97	



介護保険サービス利用回数（日数）の推計

単位：回（日）

区分	サービス名	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅 サービス	訪問介護	7,801	7,585	7,142	6,217
	訪問入浴介護	8	8	8	8
	訪問看護	1,985	1,954	1,847	1,591
	訪問リハビリテーション	162	152	145	124
	通所介護	2,720	2,652	2,544	2,201
	通所リハビリテーション	401	395	370	322
	短期入所生活介護	1,700	1,625	1,508	1,311
	短期入所療養介護(老健)	26	26	26	13
	短期入所療養介護(病院等)	43	43	43	34
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
地域密着型 サービス	認知症対応型通所介護	0	0	0	0

〔要支援認定者分の再掲〕

区分	サービス名	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅 サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	214	214	214	175
	介護予防訪問リハビリテーション	10	10	10	10
	介護予防短期入所生活介護	16	16	16	16
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0



2. サービス給付費の推計

年間のサービスごとの給付費は、以下のとおり推計されます。

サービスごとの給付費の推計

単位：千円

区分	サービス名	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅 サービス	訪問介護	271,455	264,130	247,930	215,922
	訪問入浴介護	1,212	1,214	1,214	1,214
	訪問看護	76,297	75,058	70,542	60,893
	訪問リハビリテーション	5,657	5,329	5,071	4,313
	居宅療養管理指導	4,323	4,032	3,855	3,253
	通所介護	274,018	267,109	255,086	221,060
	通所リハビリテーション	48,604	48,155	44,791	38,434
	短期入所生活介護	183,904	175,750	162,258	141,264
	短期入所療養介護(老健)	2,989	2,993	2,993	1,496
	短期入所療養介護(病院等)	3,991	3,996	3,996	3,177
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	63,977	62,336	58,557	50,430
	特定福祉用具購入費	4,935	4,935	4,935	4,443
	住宅改修費	15,554	15,554	15,554	12,318
特定施設入居者生活介護	35,143	35,187	35,187	32,483	
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	972	974	974	974
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	53,069	51,769	50,248	42,986
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	67,736	67,822	60,919	56,386
	認知症対応型共同生活介護	70,249	70,337	70,337	56,948
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	183,487	183,720	183,720	156,840
看護小規模多機能型居宅介護	3,755	3,760	3,760	3,760	
施設 サービス	介護老人福祉施設	385,134	385,622	385,622	329,928
	介護老人保健施設	324,316	324,727	324,727	275,940
	介護医療院	140,827	141,005	235,547	235,547
居宅介護支援・介護予防支援		131,166	129,087	123,140	105,688

〔要支援認定者分の再掲〕

区分	サービス名	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	7,152	7,161	7,161	5,860
	介護予防訪問リハビリテーション	342	342	342	342
	介護予防在宅療養管理指導	0	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	9,761	9,773	9,773	7,869
	介護予防短期入所生活介護	1,494	1,495	1,495	1,495
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	4,048	4,003	3,959	3,293
	特定介護予防福祉用具購入費	919	919	919	919
	介護予防住宅改修	8,066	8,066	8,066	6,050
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,661	1,663	1,663	1,663
地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	6,621	6,575	6,465	5,313	

認定者数の推計結果や現在の介護サービスの利用状況をベースに、総給付費を推計すると以下のとおりです。

総給付費の推計

単位:千円

区分	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
在宅サービス	1,214,678	1,185,068	1,116,888	969,076
居住系サービス	105,392	105,524	105,524	89,431
施設サービス	1,033,764	1,035,074	1,129,616	998,255
総給付費	2,353,834	2,325,666	2,352,028	2,056,762

※給付費の各数値は小数点以下の端数を含んでおり、合計が一致しない場合があります。

3. その他の費用の見込み

特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料を以下の表のとおり推計します。

介護給付費に、これらをあわせた標準給付費は、令和6年度が25.0億円、7年度が24.7億円、8年度が25.0億円となります。

また、地域包括支援センターの運営等にあてる地域支援事業費も見込みます。

その他の費用の推計

単位:円

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
総給付費	2,353,834,000	2,325,666,000	2,352,028,000
特定入所者介護サービス費等給付費	88,227,678	87,020,831	86,251,706
高額介護サービス費等給付費	53,609,254	52,884,565	52,417,806
高額医療合算介護サービス費等給付費	5,581,986	5,606,654	5,599,606
算定対象審査支払手数料	1,750,560	1,758,288	1,756,048
標準給付費	2,503,003,478	2,472,936,338	2,498,053,166
地域支援事業費	143,368,000	143,368,000	143,368,000



第8章 介護保険料の算定

1. 第1号被保険者（65歳以上の人）が負担すべき経費

介護保険の財源は、50%が公費負担で、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となっています。そのうち第9期における第1号被保険者の保険料負担割合は、第8期と同じ23%で設定されています。

ここまでを示した給付費や負担構造等から、第9期においては第1号被保険者の保険料として、約13億3,500万円を収納する必要があることとなりますが、予定保険料収納率を考慮すると、約13億4,800万円を徴収する想定で保険料を算定する必要があります。

保険料収納必要額の算定

単位：円

		第9期			
		合計	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
A	標準給付費見込額	7,473,992,982	2,503,003,478	2,472,936,338	2,498,053,166
B	地域支援事業費	430,104,000	143,368,000	143,368,000	143,368,000
C	介護予防・日常生活支援総合事業費	253,053,000	84,351,000	84,351,000	84,351,000
D	第1号被保険者負担分相当額	1,817,942,306	608,665,440	601,749,998	607,526,868
			(A+B) × 23%		
E	調整交付金相当額	386,352,299	129,367,724	127,864,367	129,120,208
			(A+C) × 5%		
F	調整交付金見込交付割合		9.42%	9.23%	9.43%
G	調整交付金見込額	723,288,000	243,729,000	236,038,000	243,521,000
			(A+C) × F		
H	財政安定化基金拠出金見込額	0	/		
I	財政安定化基金償還金	0			
J	保険者機能強化推進交付金等交付見込額	13,605,000			
K	準備基金の残高 (R5年度末の見込額)	242,827,000			
L	準備基金取崩額	132,500,000			
M	保険料収納必要額	1,334,901,605	D+E-G+H+I-J-L		
N	予定保険料収納率	99.00%	/		
O	予定保険料収納率を考慮した必要額	1,348,385,460			

2. 所得段階の設定

第9期における第1号被保険者の所得段階は、国の標準段階である13段階を基本とします。

所得段階区分別被保険者数の推計

所得段階	対象者数の推計			所得区分
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
第1段階	1,589	1,561	1,526	本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 または本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人
第2段階	1,105	1,085	1,062	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の人
第3段階	663	651	637	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の人
第4段階	451	443	433	本人が町民税非課税の人のうち、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下で、同じ世帯に町民税課税人がいる人
第5段階	689	677	662	本人が町民税非課税の人のうち、課税年金収入額+合計所得金額が80万円超で、同じ世帯に町民税課税人がいる人
第6段階	986	968	947	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	804	790	773	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	241	237	232	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	65	64	63	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階	35	34	34	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階	18	18	17	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階	15	15	15	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階	39	38	37	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人
合計	6,700	6,581	6,438	

3. 第1号被保険者の介護保険料

第9期の第1号被保険者の介護保険料は、基準額である所得段階「第5段階」の方で、月額6,400円と推計します。各所得段階別では、基準額の0.455～2.4倍となりますが、低所得層（第1段階・第2段階・第3段階）は公費による負担軽減措置が行われます。なお、介護給付費準備基金の一部を取り崩す前提での推計であり、基金を取り崩さないものとする、基準額である所得段階「第5段階」の方で、月額7,035円となります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度（2040年度）の月額介護保険料基準額は、9,200円程度と推計されます。

第9期の介護保険料

単位：円

所得段階	保険料率 (実質負担率※1)	月額※2	年額
第1段階	0.455	2,912	34,944
	(0.285)	1,824	21,888
第2段階	0.685	4,384	52,608
	(0.485)	3,104	37,248
第3段階	0.690	4,416	52,992
	(0.685)	4,384	52,608
第4段階	0.90	5,760	69,120
第5段階	1.00	6,400	76,800
第6段階	1.20	7,680	92,160
第7段階	1.30	8,320	99,840
第8段階	1.50	9,600	115,200
第9段階	1.70	10,880	130,560
第10段階	1.90	12,160	145,920
第11段階	2.10	13,440	161,280
第12段階	2.30	14,720	176,640
第13段階	2.40	15,360	184,320

※1 実質負担率は公費による負担軽減をした場合の被保険者の保険料率です。

※2 月額は年額を12で割り、四捨五入したもので、参考として載せています。

第9章 計画の推進に向けて

1. 庁内関係課の連携強化

本計画は、介護保険事業・保健福祉分野だけでなく、生涯学習・地域活動・就労等の環境整備等、高齢者の暮らしを支える計画と言えます。そのため、保健・福祉・介護部門の連携体制の強化と庁内関係課との情報共有・協力体制により、計画を推進します。

2. 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、串本町社会福祉協議会、介護事業者等の関係機関との連携を図っていきます。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び近隣自治体と連携して推進します。

3. 地域住民との協働・連携体制の構築

高齢者や障がいのある人をはじめ地域福祉の課題は、当事者やその家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア団体等、広く住民に協力を求め、協働による施策の展開をめざします。

4. PDCAサイクルによる進捗評価と改善

本計画の進捗管理は、計画に掲げる目標や施策が高齢者のニーズに応じて的確に実行されているか等について、PDCAサイクルによりその達成状況を評価し、必要に応じて施策・事業の内容の見直しを行います。

資料編

1. 委員名簿

(敬称略・順不同)

	役職	氏名	委員の区分	所属等
1	会長	吉村 聡一郎	学識経験者	串本町議会 文教厚生常任委員会 委員長
2	副会長	林 源藏	福祉関係者	串本町生活支援体制整備協議体 委員長
3	委員	鎌田 俊彦	保健医療経験者	串本地区医師会 代表
4	委員	阪本 繁	保健医療経験者	くしもと町立病院 院長
5	委員	佃 瑞穂	保健医療経験者	くしもと町立病院 副院長兼看護部長
6	委員	和田 吉男	福祉関係者	特別養護老人ホームにしき園施設長
7	委員	坂根 聖士	福祉関係者	潮岬あゆみ園・ほっとハウスうわの園 管理者
8	委員	堀 友和	福祉関係者	医療法人健佑会 事務次長
9	委員	林 洋美	福祉関係者	けんゆう相談センター 管理者
10	委員	大川 英穂	福祉関係者	社会福祉法人串本町社会福祉協議会 事務局長
11	委員	谷口 秀行	福祉関係者	串本町民生委員児童委員協議会 会長
12	委員	神田 常代	福祉関係者	串本町民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部長
13	委員	北地 則也	被保険者代表者	串本町老人クラブ連合会 会長
14	委員	渡邊 登嬉子	被保険者代表者	串本町老人クラブ連合会 女性部部长
15	委員	平井 治司	費用負担者	串本町副町長

事務局	福祉課
-----	-----

2. 委員会設置要綱

○串本町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成17年9月1日

告示第125号

改正 平成24年3月1日告示第16号

(設置)

第1条 町における介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を作成するため、串本町介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 串本町介護保険事業計画の作成に必要な事項
- (2) 串本町老人保健福祉計画の作成に必要な事項
- (3) 串本町老人保健福祉施策に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者、保健医療経験者、福祉関係者、被保険者代表者及び費用負担者等からなる15人以内の委員をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、介護保険事業計画等の作成をもって終了する。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(会議の公開)

第7条 会長が必要と認め委員会の議決を得たときは、これを公開することができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則(平成24年3月1日告示第16号)抄

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

3. 公民館活動及びサークル活動一覧

(1) 公民館活動及び行事

公民館（支館等）名	事業及び行事等	
中央公民館	○ 生花教室 ○ パソコン教室 ○ 陶芸教室 ○ 俳句教室	○ 英会話教室 ○ 書道教室 ○ 手芸（和布）教室 ○ 木彫り体験教室
和深支館	○ 俳句教室 ○ コーラス教室 ○ 太鼓教室 ○ グラウンドゴルフ大会	○ 救命講座 ○ 横笛教室 ○ ゲートボール大会 ○ 和深文化祭
赤瀬支館	○ 料理教室 ○ 健康体操 ○ 歩こう会 ○ 成人教育講座	○ グラウンドゴルフ教室・大会 ○ 吹奏楽鑑賞 ○ 餅つき大会
江田分館	○ 生花教室 ○ 卓球教室 ○ お花見会（ゲーム大会）	○ カラオケ教室 ○ 盆踊り大会 ○ グラウンドゴルフ教室・大会
田並支館	○ スマホ教室 ○ 書道教室 ○ 歩こう会 ○ 盆踊り ○ 世代間交流グラウンドゴルフ大会	○ 手芸教室 ○ テニス大会 ○ 将棋大会 ○ 田並展
有田支館	○ 盆行事 ○ なんでも展	○ 歩こう会 ○ 成人教育講座
橋杭支館	○ 俳句教室 ○ 茶道教室 ○ 囲碁大会 ○ 成人教育講座	○ 俳画教室 ○ グラウンドゴルフ教室・大会 ○ ミニ展示会
錦富支館	○ ぬいものの会（予定） ○ グラウンドゴルフ大会（予定）	
出雲支館	○ 和裁教室 ○ 文字教室 ○ ゴキブリ団子作り教室 ○ 編物教室 ○ 羊羹作り教室 ○ グラウンドゴルフ大会 ○ 手芸教室 ○ 竹細工教室	○ 生花教室 ○ 健康体操教室 ○ 染物教室 ○ 味噌作り教室 ○ 歩こう会 ○ 室内球技大会 ○ 小学生とのグラウンドゴルフ交流会 ○ クリスマスリース作り
潮岬支館	○ ヨガ教室 ○ 社交ダンス ○ お元気プロジェクト ○ 潮岬節保存会 ○ 成人教育講座	○ 卓球教室・大会 ○ 区民展 ○ グラウンドゴルフ大会 ○ 黒洋画会 ○ かんりん文庫（図書貸出等）

公民館（支館等）名	事業及び行事等	
大島支館	○ 工芸クラフト教室 ○ 映画上映会	○ 盆踊り大会 ○ 成人教育講座
須江支館	○ 音楽教室 ○ クラフト手芸教室 ○ カラオケ大会 ○ ゴキブリ駆除団子作り	○ スマホ教室 ○ 盆踊り大会 ○ 料理教室 ○ 成人教育講座
檜野支館	○ パソコン教室 ○ 民謡講習会 ○ 成人教育講座	○ スマホ教室 ○ 盆踊り大会 ○ 伝統芸能（笛・太鼓・獅子舞）
西向支館	○ 編物教室 ○ パソコン教室 ○ エコクラフトバッグ教室 ○ 演芸会	○ 童謡教室 ○ 健康教室 ○ 香道教室
古座支館	○ 郷土芸能活動 ○ 古座地区演芸会	○ クラフトバッグ教室
田原支館	○ 編物教室 ○ 田原ピンポンクラブ ○ ねんねこ祭り（品評会・展示会）	○ コーラス教室 ○ グラウンドゴルフ大会

資料：令和5年度串本町社会教育振興計画

(2) サークル活動

■串本町文化センター等で行われている主なサークル活動

サークル名	内容	開催日時
串本コーロびおれった	コーラス	日曜日 昼
串本うしおコーラス	コーラス	土曜日 昼
ふれあいコーラス	コーラス	第2・第4土曜日 昼
(社)哲泉流吟詠協会串本支部	詩吟	毎週金曜日 夜
哲泉流 さくら支部	詩舞	毎週火曜日 昼
哲泉流 紀の国支部	詩舞	毎週水曜日 昼
南紀清流支部	詩舞	不定期
マンドリアンサンブルマーレ	マンドリン	毎週火曜日 夜
串本俳句会	俳句	第2木曜日 昼
俳画同好会(山の会)	俳画	第2水曜日 昼
串本トルコ文化協会	舞踏	第2・第4日曜日 夜
串本節保存会	日本民謡	火曜日 昼
民話の会	紙芝居作成	不定期
健康太極拳	太極拳	毎週火曜日 午前
武術拳友会	太極拳	毎週木曜日 午前

4. 町内指定事業所一覧

令和6年1月1日現在

※順不同

※みなし指定を含む

①指定居宅介護支援、指定介護予防支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定居宅介護支援事業所	串本町二色 160	0735-62-5165
串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	串本町サング台 783-7	0735-62-6060
串本町社会福祉協議会古座事業所	串本町上野山 291-4	0735-72-3539
南紀ケアプランセンター串本	串本町串本 256	0735-67-7717
けんゆう相談センター	串本町串本 1767	0735-69-2120
明日葉の郷	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7887
串本町地域包括支援センター	串本町サング台 690-5 串本町役場福祉課内	0735-62-6005

②指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定訪問介護事業所	串本町二色 160、165	0735-62-6922
串本町社会福祉協議会	串本町サング台 783-7	0735-62-7060
串本タクシー指定訪問介護事業所	串本町串本 1804	0735-62-6900
NPO法人あいらんど	串本町二色 505-1	0735-62-3910
もみじ介護ステーション	串本町出雲 1044-4	0735-62-5868
まりん	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7887
訪問介護ステーション華	串本町西向 582-5	0735-67-7267
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700	0735-74-0991
みはまヘルパーステーション	串本町西向 1480-56	0735-72-6121
心愛ケア	串本町西向 476-1	050-7001-7716
ケアホームやや	串本町串本 939	0735-62-0891

③指定（介護予防）訪問看護ステーション、指定（介護予防）訪問看護事業所

事業所名	所在地	電話番号
健佑訪問看護ステーション	串本町串本 2383	0735-62-7690
くしもと町立病院訪問看護ステーション	串本町サング台 691-7	0735-62-7111
医療法人芳純会潮岬病院	串本町潮岬 417	0735-62-0888
社会福祉法人串本福祉会にしき園診療所	串本町二色 160	0735-62-5165
覚前医院	串本町和深 838	0735-67-0077
覚前医院田並診療所	串本町田並 942-2	0735-66-0323

事業所名	所在地	電話番号
医療法人杉医院	串本町串本 1929	0735-62-0153
辻内医院	串本町串本 2281	0735-69-2211
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388
こしみちクリニック	串本町鬮野川 1356-4	0735-67-7785

④指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所

事業所名	所在地	電話番号
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388
こしみちクリニック	串本町鬮野川 1356-4	0735-67-7785

⑤指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所

事業所名	所在地	電話番号
鎌田医院	串本町潮岬 3143	0735-62-2526
鎌田医院田並診療所	串本町田並 1134	0735-66-0413
稲生医院	串本町串本 1735-52	0735-62-3811
社会福祉法人串本福祉会にしき園診療所	串本町二色 160	0735-62-5165
覚前医院	串本町和深 838	0735-67-0077
覚前医院田並診療所	串本町田並 942-2	0735-66-0323
医療法人杉医院	串本町串本 1929	0735-62-0153
けんゆうクリニック	串本町串本 1790	0735-62-5080
辻内医院	串本町串本 2281	0735-69-2211
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388
こしみちクリニック	串本町鬮野川 1356-4	0735-67-7785
日高歯科医院	串本町西向 238-2	0735-72-0358
サンライトげんき薬局串本店	串本町串本 1791-1	0735-62-7077
さんご薬局	串本町サンゴ台 691-7	0735-69-1122
ひがし薬局	串本町中湊 495	0735-72-0126
みさき薬局	串本町上野山 209	0735-72-6010

⑥指定通所介護、指定地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービス事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定通所介護事業所	串本町二色 160、165	0735-62-6922
串本町社会福祉協議会	串本町サンゴ台 783-7	0735-62-7060
串本町古座デイサービスセンター	串本町上野山 291-4	0735-72-3540
明日葉の郷	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7889
南紀デイサービスセンター	串本町サンゴ台 1060-47	0735-67-7890

事業所名	所在地	電話番号
デイサービスセンターいろは	串本町出雲 1044-4	0735-62-5868
フィットネスデイサービス健康ラボ	串本町串本 2078-10	0735-67-7985
デイサービスセンターこんぺいとう	串本町西向 697-2	0735-72-0338
かわむらさんち	串本町田並 1073	0735-67-7494

⑦指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所

事業所名	所在地	電話番号
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
こしみちクリニック	串本町鬮野川 1356-4	0735-67-7785

⑧指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定短期入所生活介護事業所	串本町二色 160	0735-62-5165
ショートステイ上野山にしき園	串本町津荷 29-2	0735-72-6066

⑨指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
ほっとハウス うわの園	串本町潮岬 659	0735-69-2388

⑩指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
潮岬あゆみ園	串本町潮岬 659	0735-62-7122

⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームにしき園	串本町二色 160	0735-62-5165
上野山にしき園	串本町津荷 29-2	0735-72-6066

⑫介護老人福祉施設

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームにしき園	串本町二色 160	0735-62-5165

⑬介護医療院

事業所名	所在地	電話番号
串本有田病院介護医療院	串本町有田 499-1	0735-66-1021
くしもと町立病院介護医療院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111

串本町第 10 次高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画

編集・発行：串本町役場 福祉課

住所：〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5

TEL：0735-62-0562

FAX：0735-67-7028

発行年月：令和 6 年 3 月
